

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅰ 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用するシ ステム-システム4-① ③	①システムの名称 審査システム ③他のシステムとの接続 その他（媒体等での連携の為、他システムとの接 続はしていない。）	①システムの名称 審査システム（eLTAX） ③他のシステムとの接続 その他（地方税ポータルセンタ（eLTAX）。税務システム とは電子媒体を介して連携しているため接続していな い。）	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅰ 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用するシ ステム-システム4-② システムの機能	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	地方税ポータルシステム（eLTAX）は、地方税の電子化を 推進することにより、納税者の利便性の向上を図るととも に、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税 電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月に 運用を開始した。 地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した地方税におけ る電子申告、電子申請・届出に係るデータは、総合行政 ネットワーク（LGWAN）を通じて、各地方公共団体の審 査システムで受領する。 各地方公共団体では、審査サーバーの機能を利用して、受 信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等 を行っている。 審査システムの主な機能は下記のとおりである。 ～上記の記述の追加以外に変更なし～	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅰ 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用するシ ステム-システム5-① ③	①システムの名称 国税連携システム ③他のシステムとの接続 その他（媒体等での連携の為、他システムとの接 続はしていない。）	①システムの名称 国税連携システム（eLTAX） ③他のシステムとの接続 その他（地方税ポータルセンタ（eLTAX）。税務システム とは電子媒体を介して連携しているため接続していな い。）	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅰ 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用するシ ステム-システム5-② システムの機能	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層 の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシス テムであり、平成23年1月から運用を開始した。 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ、国税 当局に書面で申告された所得税申告書等データ、及び法定 調書（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん等）デー タは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、各地 方公共団体の国税連携システムに送信される。 各地方公共団体では、受信サーバーの機能を利用して、受 信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、 団体間回送などを行っている。また、地方税ポータルセン タ（eLTAX）を通じて、扶養は正情報等データを国税庁に 送信している。 国税連携システムの主な機能は下記のとおりである。 ～上記の記述の追加以外に変更なし～	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅰ 5. 個人番号の利 用-法令上の根拠	番号法第9条第1項 第3項 別表第一の16の項 地方税法 租税特別措置法 所得税法 国税通則法 等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例 ・地方税法等	事前	重要な変更 に該当

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ・上記の項に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	I 7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	課税課長 天沼 浩、 納税課長 川勝 賢治	課税課長 大關 一彦、 納税課長 川勝 賢治	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル) - 3. 特定個人情報の入手・使用-①入手元	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (区民課、各事務所、生活支援第一、二、三課) [○]行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークを利用する機関、国税庁(税務署)) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークを利用する機関、他自治体) [○]民間事業者 (公的年金等支払者、給与支払者) [○]その他 (地方公共団体情報システム機構)	[○]評価実施機関内の他部署 (区民課、各事務所、生活支援第一・二・三課等) [○]行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークを利用する機関、国税庁(税務署)、日本年金機構(公的年金等支払者)) [○]民間事業者 (給与支払者) [○]その他 (地方公共団体情報システム機構、給与支払者、公的年金等支払者) ～その他の項目は左記と同じ～	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル) - 3. 特定個人情報の入手・使用-②入手方法	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール [○]専用線 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム[○] [○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	[○]その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム、L G W A N、インターネット回線、専用回線) ～その他の項目は左記と同じ～	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 3. 特定個人情報の入 手・使用-③入手の時 期・頻度	○定期的に入手する事務（毎年） ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間内に擬似リアル連携。 ・当初賦課対応時の住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書情報の取得に関する事務 1月～3月にかけて複数回 ・当初賦課対応時の医療保険関係情報、雇用保険関係情報、介護保険関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務 2月～5月にかけて複数回 ○個別に対応する事務（都度） ・税額更正に関する申告及び届出時に各種申告書情報の取得に関する事務 ・申告及び届出時、被扶養者等の調査を行う都度	○定期的に入手する事務（毎年） ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間内に一定間隔時間毎にシステム連携 ・当初賦課対応時の住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書情報の取得に関する事務 1月～3月にかけて複数回 ・当初賦課対応時の医療保険関係情報、雇用保険関係情報、介護保険関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務 2月～5月にかけて複数回 ○個別に対応する事務（都度） ・税額更正に関する申告及び届出時に各種申告書情報の取得に関する事務 申告及び届出時、被扶養者等の調査を行う都度 <審査システム及び国税連携システム（eLTAX）における措置> 【給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）からの入手】 ・審査システム（eLTAX）では、個人番号が記載された給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領する。その提出時期については、地方税法等に規定されているところによる。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領する。 【公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）からの入手】 ・公的年金等支払者から、DVDで一般社団法人地方税電子化協議会に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領する。その提出時期については、地方税法等に規定されているところによる。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領する。 【国税庁からの入手】 ・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領する。所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。法定調書情報は、2月及び5月に受領する。	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託-	4 件	6 件	事前	重要な変更 に該当
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託- 委託事項 1 -⑥乃至⑨	申告情報のパンチ入力事業 ⑥委託先名：株式会社 ムサン ⑦再委託の有無：再委託しない	申告情報のパンチ入力業務 ⑥委託先名：株式会社 プリマジェスト ⑦再委託の有無：再委託する (⑧再委託の許諾方法及び⑨再委託事項を評価書記載のとおりに新設)	事前	重要な変更 に該当

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 4. 特定個人情報フ ァイルの取扱いの委託- 委託事項 2 -②⑨	システム保守事業 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲：納税義務者及び被扶養 者、その他課税調査対象者 ・その妥当性：システムの運用・保守、及び、法 制度改正に伴う税務システムの改修等の際に、税 務システムの本番稼働前に正しく動作することを 確認する必要がある。 ⑨再委託事項：事案に応じて、適宜調整。	税務システム運用保守業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲：特定個人情報ファイルの対象者 の範囲と同様 ・その妥当性：税務システムの運用・保守・改修等の際 に、当該システムで扱っている全ての情報を取扱う必要が あるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象 とする必要がある。 ⑨再委託事項：委託内容の一部とし、協議により定める。	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 4. 特定個人情報フ ァイルの取扱いの委託- 委託事項 3 -⑥	住民税納税通知書等印字プログラム・用紙作成及 び封入綴事業 ⑥委託先名：東京ラインプリンタ印刷株式会社	住民税納税通知書等印字プログラム・用紙作成及び封入綴 業務 ⑥委託先名：共同印刷株式会社	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 4. 特定個人情報フ ァイルの取扱いの委託- 委託事項 4 -②⑨	中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課 税されている対象者及び税額情報 ・その妥当性：番号法第19条7号 別表第二で規定 される事務の実施にあたって、特定個人情報の登 録等が必要であるため。 ⑨再委託事項：事案に応じて、適宜調整。	中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲：特定個人情報ファイルの対象者 の範囲と同様 ・その妥当性：番号法第19条7号別表第二で規定される特 定個人情報を中間サーバーに登録等する際に、税務システ ムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定 個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要があ る。 ⑨再委託事項：委託内容の一部とし、協議により定める。	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 4. 特定個人情報フ ァイルの取扱いの委託- 委託事項 5		(評価書記載のとおりに新設)	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 4. 特定個人情報フ ァイルの取扱いの委託- 委託事項 6		(評価書記載のとおりに新設)	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 6. 特定個人情報の保 管・消去-①保管場所	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ <審査システム及び国税連携システム (eLTAX) における 措置> ・審査サーバ・国税連携データ受信サーバは、総務大臣が 指定した一般社団法人地方税電子化協議会が認定した認定 委託先事業者所有のデータセンター内に設置しており、 データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に 管理している。	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 6. 特定個人情報の保 管・消去-③消去方法	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ <審査システム及び国税連携システム (eLTAX) における 措置> ・審査サーバ・国税連携データ受信サーバ内の不必要な データは、審査クライアント及び国税連携クライアントか ら操作手引書により本区の権限ある職員が定められた手順 により消去する。	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 2. 特定個人情報の入 手 (情報提供ネット ワークを通じた入手を 除く。) -リスク1： 目的外の入手が行われ るリスク-対象者以外 の情報の入手を防止す るための措置の内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ <審査システム及び国税連携システム (eLTAX) における措置> 【給与支払者、公的年金等支払者 (日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)】 ・地方税ポータルセンタ (eLTAX) では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。 ・eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 ・また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム (eLTAX) が地方税ポータルサイト (eLTAX) から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 【公的年金等支払者 (日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 ・公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム (eLTAX) が地方税ポータルサイト (eLTAX) から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 【国税庁】 ・国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が江戸川区を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 2. 特定個人情報の入 手 (情報提供ネット ワークを通じた入手を 除く。) -リスク1： 目的外の入手が行われ るリスク-必要な情報 以外を入手することを 防止するための措置の 内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ <審査システム及び国税連携システム (eLTAX) における措置> ・審査システム及び国税連携システム (eLTAX) では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 2. 特定個人情報の入 手 (情報提供ネット ワークを通じた入手を 除く。) -リスク2： 不適切な方法で入手が 行われるリスク-リス クに対する措置の内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ <審査システム及び国税連携システム (eLTAX) における措置> 【給与支払者、公的年金等支払者】 ・申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 【国税庁】 ・特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。	事前	重要な変更に該当

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 2. 特定個人情報の入 手 (情報提供ネット ワークを通じた入手を 除く。) -リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク -入手の際の本人確認 の措置の内容	・住民、企業、日本年金機構、国税庁等から入手 する課税対象者情報は、申告書等に記載された個人 番号に基づき、税務システムで本人確認を行 う。また、窓口にて、住民から直接申告書を受け 取るような場合には、個人番号カード(個人番号 カードがない場合には通知カードと顔写真付の証 明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人 確認を行う。 ・統合DB等庁内システムから入手した情報につ いては、入手元の各業務で本人確認を行ってい る。	・給与支払者、公的年金等支払者、国税庁から入手する特 定個人情報については、入手元が番号法第16条の規定に 基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが 前提となっており、江戸川区が当該入手元から入手する際 は番号法第16条が適用されない。 ・その他の場合については、番号法第16条に基づき本人 確認を行う。 ・統合DB等庁内システムから入手した情報については、 入手元の各業務で本人確認を行う。 <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における 措置> ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づ き、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提 となっており、江戸川区は当該入手元が既に本人確認をし た情報を入手することになる。	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 2. 特定個人情報の入 手 (情報提供ネット ワークを通じた入手を 除く。) -リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク -個人番号の真正性確 認の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認ととも に、個人番号の真正性確認を行っている。	・給与支払者、公的年金等支払者、国税庁から入手する特 定個人情報については、入手元が番号法第16条の規定に 基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが 前提となっており、江戸川区が当該入手元から入手する際 は番号法第16条が適用されない。 ・その他の場合については、番号法第16条に基づき真正 性の確認を行う。 ・統合DB等庁内システムから入手した情報については、 入手元の各業務で真正性の確認を行う。 <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における 措置> ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づ き、真正性確認を行った上で情報を入手していることが前 提となっており、江戸川区は当該入手元が既に真正性確認 をした情報を入手することになる。	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 2. 特定個人情報の入 手 (情報提供ネット ワークを通じた入手を 除く。) -リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク -特定個人情報の正確 性確保の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認ととも に、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権 で修正することで、正確性を確保している。 ・また、住民への税額通知により、住民から誤り 等の指摘があれば、調査を行い誤りを確認し、修 正を行っている。	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保 するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する 等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した 内容を確認した者に、申告書等の様式の行政側使用欄にサインさ せる。 ・職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修 正することで正確性を確保している。 ・地方税法に基づいて江戸川区に提出する申告書、法定調書等 については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要 がある。 ・納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば 是正をもとめるなどの対応を行っている。 <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置> 【給与支払者、公的年金等支払者】 ・審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX) で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、 受領した情報をそのまま保管することとなる。 【国税庁】 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁 に委ねられるため、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求め るなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてく る。	事前	重要な変更該当

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 2. 特定個人情報の入 手 (情報提供ネット ワークを通じた入手を 除く。) - リスク4 : 入手の際に特定個人情 報が漏えい・紛失する リスク- リスクに対す る措置の内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ <審査システム及び国税連携システム (eLTAX) における措置> 【給与支払者、公的年金等支払者 (日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)】 ・申告等の手続を行う者から地方税ポータルセンタ (eLTAX) までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。 ・また、地方税ポータルセンタ (eLTAX) から審査システム (eLTAX) までは、閉域網である L G W A N を利用するとともに、暗号化通信を行っている。 【公的年金等支払者 (日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 ・公的年金等支払者から、一般社団法人地方税電子化協議会までは、施設した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録された D V D を受領している。 ・地方税ポータルセンタ (eLTAX) から審査システム (eLTAX) までは、閉域網である L G W A N が利用され、暗号化通信を行っている。 ・なお、地方税ポータルセンタ (eLTAX) が取得した D V D は、施設した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 【国税庁】 ・国税庁から地方税ポータルセンタ (eLTAX) までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ (eLTAX) から国税連携システム (eLTAX) までは、閉域網である L G W A N を利用するとともに、暗号化通信を行っている。	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託- 情報保護管理体制の確 認	委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載しており、その中でプライバシーマーク認定の取得、ISMS認証の取得、ISO9001の取得等を受託者の要件として明記している。	<江戸川区における措置> ～左記と同じ～ <審査システム及び国税連携システム (eLTAX) における措置> ・国税連携システム (eLTAX) の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 ・当該事業者は、I S M S 認証 (又はプライバシーマーク) を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」 (平成25年総務省告示第206号) の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。 ・また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 ・審査システム (eLTAX) の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。	事前	重要な変更に該当

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	III (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の移 転・提供 (委託や情報 提供ネットワークシ ステムを通じた提供を 除く。) -リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転の記録－具体的な方法	・庁内組織間でのデータ連携は、全てログとして記録を保持している。 ・国税連携システム、審査システムでの情報提供については、当該システムサーバーで操作ログ、アクセスログを取得している。 ・企業、他自治体等へのデータの送付では、台帳に記載し、情報提供を実施している。 ・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。	・庁内組織間でのデータ連携は、全てログとして記録を保持している。 ・企業、他自治体等へのデータの送付では、台帳に記載し、情報提供を実施している。 ・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。 <審査システム及び国税連携システム (eLTAX) における措置> 【給与支払者】 ・審査システム (eLTAX) を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム (eLTAX) に記録される。 【公的年金等支払者 (日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 ・審査システム (eLTAX) を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム (eLTAX) に記録される。 ・地方税ポータルセンタ (eLTAX) から公的年金支払者へ特別徴収税額通知データ等の情報が記録されたDVDをセキュリティ便に預ける際には、DVDの払出しを記録している。 【国税庁】 ・国税連携システム (eLTAX) を利用して国税庁へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム (eLTAX) に記録される。	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	III (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の移 転・提供 (委託や情報 提供ネットワークシ ステムを通じた提供を 除く。) -リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転のルール・ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・庁内組織間でのデータ連携については、予め定められた仕様に基づく自動連携であるため、職員による意図的な不正なやり取りは発生しない。 ・国税連携システム、審査システムでの情報提供についても、予め定められた仕様に基づく連携であり、かつ、職員による操作時にも複数職員による確認 (システムへ登録する職員と確認する職員は別) をしている。 ・企業、他自治体等へのデータの送付の際には、複数職員による確認をしている。 ・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。	・庁内組織間でのデータ連携については、予め定められた仕様に基づく自動連携であるため、職員による意図的な不正なやり取りは発生しない。 ・企業、他自治体等へのデータの送付の際には、複数職員による確認をしている。 ・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。 <審査システム及び国税連携システム (eLTAX) における措置> 【給与支払者、公的年金等支払者 (日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 ・審査システム (eLTAX) を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ (eLTAX) への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 【国税庁】 ・国税連携システム (eLTAX) を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ (eLTAX) への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システム (eLTAX) では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事前	重要な変更に該当

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	III (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の移 転・提供(委託や情報 提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除 く。) -リスク2:不 適切な方法で提供・移 転が行われるリスク リスクに対する措置の 内容	・庁内連携との連携については、予め定められた仕様に基づく、サーバ間通信に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。 ・国税連携システム、審査システムでの連携についても、予め定められた仕様に基づく、データ連携に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。 ・企業へのデータの送付は、予め企業との間で定めた運用ルールに基づき、データ提供を行っている。 ・他自治体等へのデータ送付は、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づきデータ提供を行っている。 ・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。 ※提供・移転に関しての法令上の根拠は、「II章5.特定個人情報の提供・移転」を参照	・庁内連携との連携については、予め定められた仕様に基づく、サーバ間通信に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。 ・企業へのデータの送付は、予め企業との間で定めた運用ルールに基づき、データ提供を行っている。 ・他自治体等へのデータ送付は、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づきデータ提供を行っている。 ・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。 ※提供・移転に関しての法令上の根拠は、「II章5.特定個人情報の提供・移転」を参照 <審査システム及び国税連携システム（eLTAX）における措置> 【給与支払者】 ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ（eLTAX）に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 【公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）】 ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、一般社団法人地方税電子化協議会がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 【国税庁】 ・国税連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事前	重要な変更に該当

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	III (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の移 転・提供(委託や情報 提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除 く。) -リスク3: 誤った情報を提供・移 転してしまうリスク、 誤った相手に提供・移 転してしまうリスク リスクに対する措置の 内容	・庁内連携については、予め定めた仕様に基づ き、自動的にデータを抽出し、データを提供して いるため、誤った情報、誤った相手とやり取りす ることはない。 ・国税連携システム、審査システムでの連携につ いては、送付先はそれぞれ国税庁、地電協に限定 されることから、誤った情報を誤った相手に送付 することはない。また、送付するデータも予め定 められた仕様に基づくデータ連携であるため、 誤った情報をやり取りすることはない。 ・企業、他自治体等へのデータの送付は、複数職 員での確認を義務付けており、誤った情報・相手 に提供する事はない。 ・紙での送付の場合は、委託事業者へ提供し、 「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従 い対策を実施している。	・庁内連携については、予め定めた仕様に基づき、自動的に データを抽出し、データを提供しているため、誤った情報、 誤った相手とやり取りすることはない。 ・企業、他自治体等へのデータの送付は、複数職員での確認を 義務付けており、誤った情報・相手に提供する事はない。 ・紙での送付の場合は、委託事業者へ提供し、「4. 特定個人 情報ファイルの委託」の取扱に従い対策を実施している。 <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置 > 【給与支払者】 ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理 を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職 員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決 められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理 の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それ により提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手す ることを防止している。 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合 等)】 ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理 を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職 員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決 められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理 の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードが あり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者 が入手することを防止している。また、地方税ポータルセンタ (eLTAX)からDV Dで提供する公的年金等支払者との間は、 地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDV Dに記録の 上、セキュリティ便により提供している。 【国税庁】 ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法 施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を 確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準 に従って行うこととする。 ・江戸川区と国税庁との間の情報連携については、提供先とし て国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。江 戸川区から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であ るL G W A Nが利用され、暗号化通信がされている。地方税 ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用 され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供す るようにシステムの担保している。	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	III (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 7. 特定個人情報の保 管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク -⑤物理的対策-具体的 な対策の内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における 措置> ・サーバーは認定委託先事業者所有のデータセンター内に 設置し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管 理をすることとしている。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	III (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 7. 特定個人情報の保 管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク -⑥技術的対策-具体的 な対策の内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における 措置> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にパターン ファイルの更新をしている。 ・不正アクセス防止策として、L G W A N回線を使用し、 またファイアウォールを導入している。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応 じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更該当

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅳ 1. 監査-①自己点検-具体的なチェック方法	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ <審査システム及び国税連携システム（eLTAX）の運用における措置> 国税連携システム（eLTAX）にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を実施している。	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	Ⅳ 1. 監査-②監査-具体的なチェック方法	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ <審査システム及び国税連携システム（eLTAX）における措置> ・審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。 ・また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）- 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供・移転の有無	[○] 提供を行っている（61）件 [○] 移転を行っている（25）件	[○] 提供を行っている（61）件 [○] 移転を行っている（33）件	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）- 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先6・7・9・15・16	提供先6：都道府県 提供先7：都道府県 提供先9：都道府県知事又は市町村 提供先15：厚生労働大臣 提供先16：都道府県知事又は市町村長	提供先6：都道府県知事 提供先7：都道府県知事 提供先9：都道府県知事又は市町村長 提供先15：厚生労働大臣又は共済組合等 提供先16：公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）- 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先22・24・25・37・38	提供先22：市町村又は国民健康保険組合 提供先24：都道府県知事又は市区町村長 提供先25：都道府県知事 提供先37：市町村長 提供先38：後期高齢医療広域連合	提供先22：市町村長又は国民健康保険組合 提供先24：住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市区町村長 提供先25：都道府県知事等 提供先37：市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） 提供先：38：後期高齢者医療広域連合	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）- 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先58		(削除)	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）- 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先40		(評価書記載のとおりに新規挿入) (以降の提供先番号を58まで順次繰下げる。)	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）- 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先41・43・47・54・55・56	提供先41（旧40）：都道府県知事 提供先43（旧42）：存続組合又は指定基金 提供先47（旧46）：厚生労働大臣 提供先54（旧53）：厚生労働大臣 提供先55（旧54）：都道府県知事 提供先56（旧55）：都道府県知事	提供先41（旧40）：都道府県知事等 提供先43（旧42）：平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 提供先47（旧46）：農林漁業団体職員共済組合 提供先54（旧53）：平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会 提供先55（旧54）：市町村長 提供先56（旧55）：厚生労働大臣	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-提供 先5・10・21・23・ 24・31・34-②提供先 における用途	提供先5： 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付支払いに関する事務 提供先10： 予防接種法による給付の支援又は実費の徴収に関する事務 提供先21： 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行令による年金である給付の支援に関する事務 提供先23： 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他の徴収金の徴収に関する事務 提供先24： 住宅改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 提供先31： 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務 提供先34： 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	提供先5： 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先10： 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先21： 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行令による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先23： 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先24： 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先31： 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先34： 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-提供 先43・48・49・51・ 52・54・55-②提供先 における用途	提供先43： 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務 提供先48： 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金による給付の支給に関する事務 提供先49： 独立行政法人日本学生機構法による学資の貸与に関する事務 提供先51： 障害者のに事情生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 提供先52： 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支援に関する事務 提供先54： 平成二十三年法律第五十六号による年金である給付である給付の支給に関する事務 提供先55： 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保険給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施	提供先43： 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先48： 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先49： 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先51： 障害者のに日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先52： 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先54： 平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先55： 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (委託に伴う ものを除く。) -提供 先1：厚生労働大臣-② 提供先における用途、 ③提供する情報、⑤提 供する情報の対象とな る本人の範囲、⑥提供 方法	②提供先における用途：健康保険法第五条第二項 の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健 康保険に関する事務 ③提供する情報：納税義務者の所得情報及び控除 額情報、税額情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住 民税の納税義務者 ⑥提供方法： [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (統合DB)	②提供先における用途：健康保険法第五条第二項の規定に より厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事 務であって行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日号外内閣 府、総務省令第7号、以下「主務省令」という。) で定め るもの ③提供する情報：地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した個人住民税額若しくはそ の算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係 情報」という。) であって主務省令で定めるもの ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥提供方法： [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 (統合DB)	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (委託に伴う ものを除く。) -提供 先2～57-②提供先にお ける用途、③提供する 情報、⑤提供する情報 の対象となる本人の範 囲、⑥提供方法	②提供先における用途：(末尾の「に関する事務」)」 ③提供する情報：納税義務者の所得情報及び控除 額情報、税額情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住 民税の納税義務者 ⑥提供方法： [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (統合DB)	(提供先2～57の下記項目を一律に修正する。) ②提供先における用途：(末尾が「に関する事務」である 場合にそれに続けて「であって主務省令で定めるもの」を 追加する。) ③提供する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥提供方法： [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 (統合DB)	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (委託に伴う ものを除く。) -別紙 1-提供先58 (旧 57)：国税庁長官	①法令上の根拠：地方税法第317条 ②提供先における用途：国税に関する事務 ③提供する情報：納税義務者の所得情報及び控除 額情報、税額情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住 民税の納税義務者、扶養是正等の対象者 ⑥提供方法： [○] 情報提供ネットワークシステム [] 紙 [○] その他 (統合DB) ⑦時期・頻度：照会を受けたら都度、扶養是正情 報等については年1回	①法令上の根拠：番号法第19条第8号、地方税法第317条 ②提供先における用途：所得税の更正決定、修正申告の勧 奨等 ③提供する情報：地方税法第315条第1号但書又は同法第 316条の規定によって、江戸川区が所得を計算して個人住 民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所 得金額又は山林所得金額等 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：地方税法第315 条第1号但書又は同法第316条の規定によって、江戸川区が 所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者等 ⑥提供方法： [] 情報提供ネットワークシステム [○] 紙 [○] その他 (国税連携システム→LGWAN→地方税ポー タルセンター専用回線) ⑦時期・頻度：該当者が判明した場合に送付する。扶養是 正情報等については年1回	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-別紙 1 -提供先59：市町村 長	①法令上の根拠：地方税法第317条の2 地方税 法第45条の2 ②提供先における用途：税額資料の回送及び調査 ③提供する情報：納税義務者の所得情報及び控除 額情報、税額情報 ④提供する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区以外の他の自治体に課税権がある対象者 ⑤提供方法： [○] 専用線 [○] 紙 [] その他（ ） ⑦時期・頻度：発生したら都度	①法令上の根拠：番号法第19条第8条、地方税法294条第3 項 ②提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴 収に関する事務 ③提供する情報：江戸川区で課税しない者に係る給与支払 報告書、公的年金等支払報告書及び所得税の申告書等の情 報並びに地方税法第294条第3項の規定に基づく通知に係る 情報 ④提供する情報の対象となる本人の範囲：他の自治体に課 税権がある者及び区外在住の課税対象者等 ⑤提供方法： [] 専用線 [○] 紙 [○] その他（国税連携システム→LGWAN→地方税ポー タルセンター→専用回線） ⑦時期・頻度：随時	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-別紙 1 -提供先60	提供先60：市町村長 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号 ②提供先における用途：地方税法第294条第3項 の規定による通知 ③提供する情報：納税義務者の所得情報及び控除 額情報、税額情報 ④提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住 民税の納税義務者 ⑤提供方法： [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除 く。） [○] 紙 [] その他（ ） ⑦時期・頻度：発生したら都度	提供先60： ・厚生労働大臣（日本年金機構） ・厚生労働大臣（日本年金機構）を經由して国家公務員共 済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ・地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組 合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、 札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共 済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大 阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済 組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立 学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連 合会 ①法令上の根拠：番号法第19条第1号、地方税法第321条 の7の5第1項、第321条の7の7第2項等 ②提供先における用途：年金所得に係る個人住民税につい て、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納 付する。 ③提供する情報：地方税法第321条の7の5第1項及び第321 条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税 額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対 象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴 収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金 所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金 保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生 年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収 対象年金給付の額 ④提供する情報の対象となる本人の範囲：老齢等年金給付 の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者 ⑤提供方法： [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙 [○] その他（審査システム→LGWAN→地方税ポータル センター→電子記録媒体） ⑦時期・頻度： ・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回（7月）	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-別紙 1-提供先61	提供先61：企業 ①法令上の根拠：地方税法第321条の4第2項 ②提供先における用途：税額の通知 ③提供する情報：納税義務者の所得情報及び控除 額情報、税額情報 ④提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住 民税の納税義務者 ⑤提供方法： 〔○〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除 く。） 〔 〕紙 〔 〕その他（ ） ⑦時期・頻度：5月、5月以外は更正が発生した 都度	提供先61：給与支払者（行政機関・独立行政法人等、地方 公共団体・地方独立行政法人、民間事業者） ①法令上の根拠：番号法第19条第1号、地方税法第321条 の4 ②提供先における用途：給与所得に係る個人住民税につい て、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付す る。 ③提供する情報：地方税法第321条の4第1項に基づき、給 与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等 ④提供する情報の対象となる本人の範囲：給与の支払を受 けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収す る者 ⑤提供方法： 〔○〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔○〕紙 〔○〕その他（審査システム→LGWAN→地方税ポータル センターインターネット回線） ⑦時期・頻度：特別徴収税額通知 5月ほか随時	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先		(移転先3乃至6を削除する。19を1に、1を3に、20を4 に、24を6に、15を7に、7を8に、8を9に、9を14に、10 を15に、21を16に、11を17に、16を18に、22を19に、12 を20に、23を21に、17を22に、13を23に、14を24に、18 を25に、25を26に移動する。5、10乃至13及び27乃至33 を新設する。)	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先1(旧19)	移転先1：健康サービス課、保健予防課 ①法令上の根拠：児童福祉法第21条の5等 ②移転先における用途：児童福祉法（昭和二十二 年法律第百六十四号）による里親の認定、養育里 親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額 障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費 若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等 の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並 びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用 の徴収若しくは支払命令に関する事務であって主 務省令で定めるもの ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑤移転方法： 〔○〕庁内連携システム 〔 〕その他（ ） ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	移転先1：障害者福祉課 ①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の8の項 ②移転先における用途：児童福祉法による里親の認定、養 育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付 費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑤移転方法： 〔 〕庁内連携システム 〔○〕その他（参照システム） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合 DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先2：障害者福祉課	①法令上の根拠：児童福祉法57条の4 ②移転先における用途：児童福祉法による障害児 通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児 通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相 談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費 の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の11の項 ②移転先における用途： ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統 合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられな い

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-移転 先3（旧1）	移転先1：保育課 ①法令上の根拠：児童福祉法第56条5（平成27年 1月1日施行） ②移転先における用途：児童福祉法による保育所 における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収 に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑤移転方法： 〔 〇 〕 庁内連携システム 〔 〕 その他（ ） ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	移転先1：保育課、児童女性課、健康サービス課、保健予 防課 ①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の16の項 ②移転先における用途：児童福祉法による負担能力の認定 又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑤移転方法： 〔 〇 〕 庁内連携システム 〔 〇 〕 その他（参照システム） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携・参照システ ム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-移転 先4（旧20）：生活援 護第一課、生活援護第 二課、生活援護第三課	①法令上の根拠：生活援護法第29条 ②移転先における用途：生活保護法（昭和二十五 年法律第百四十四号）による保護の決定及び実 施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関 する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑤移転方法： 〔 〕 紙 〔 〇 〕 その他（参照システム） ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の26の項 ②移転先における用途：生活保護法による保護の決定及び 実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑤移転方法： 〔 〇 〕 紙 〔 〇 〕 その他（参照システム） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合 DB）へは原則週次で移転）、紙での移転は年1回	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-移転 先5（新設）		（評価書記載のとおりに新設）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-（別 表2）移転先6（旧（別 表2）24）：医療保険 課、区民課、各事務所 の保険年金係	①法令上の根拠：国民健康保険法第113条の2 ②移転先における用途：国民健康保険法（昭和三十 三年法律第百九十二号）による保険給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：月次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の42の項 ②移転先における用途：国民健康保険法による保険給付の 支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（オンライン照会）、 パッチ処理のため月次で移転	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-移転 先7（旧15）：区民 課、地域振興課、各事 務所	①法令上の根拠：国民年金法第108条 ②移転先における用途：国民年金法（昭和三十四 年法律第百四十一号）による年金である給付若し くは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、 基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪 失に関する事項の届出に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の48の項 ②移転先における用途：国民年金法による年金である給付 若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保 険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統 合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられな い

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先8（旧7）：児童女性 課	①法令上の根拠：児童扶養手当法第30条 ②移転先における用途：児童扶養手当法（昭和三十 六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当 の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の57の項 ②移転先における用途：児童扶養手当法による児童扶養手 当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統 合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先9（旧8）：介護保険 課	①法令上の根拠：老人福祉法第36条 ②移転先における用途：老人福祉法（昭和三十八 年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用 の徴収に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の61の項 ②移転先における用途：老人福祉法による福祉の措置に関 する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統 合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先10（新設）：介護保 険課		（評価書記載のとおりに新設）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先11（新設）：児童女 性課		（評価書記載のとおりに新設）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先12（新設）：児童女 性課		（評価書記載のとおりに新設）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先13（新設）：児童女 性課		（評価書記載のとおりに新設）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先14（旧9）：障害者 福祉課	①法令上の根拠：特別児童扶養手当等の支給に関 する法律第37条 ②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支 給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四 号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の66の項 ②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支給に関す る法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であ って主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「⑤提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統 合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられな い

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-移転 先15（旧10）：障害者 福祉課	①法令上の根拠：特別児童扶養手当等の支給に関 する法律第37条 ②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支 給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特 別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する 法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六 十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条 第一項の福祉手当の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の67の項 ②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支給に関す る法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は 昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手 当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統 合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-移転 先16（旧（別表2） 21）：健康サービス課	①法令上の根拠：母子保健法第20条等 ②移転先における用途：母子保健法（昭和四十年 法律第四百一十一号）による保健指導、新生児の訪 問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の 交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟 児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療 に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の70の項 ②移転先における用途：母子保健法による費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合 DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-移転 先17（旧11）	移転先：児童女性課 ①法令上の根拠：児童手当法第28条 ②移転先における用途：児童手当法による児童手 当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定す る給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑥移転方法： 〔○〕 庁内連携システム 〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除 く。） ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	移転先：児童女性課、職員課 ①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の74の項 ②移転先における用途：児童手当法による児童手当又は特 例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥移転方法： 〔○〕 庁内連携システム 〔○〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統 合DB）へは原則週次で移転）、電子記録媒体での移転は 年1回（職員課）	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-移転 先18（旧16）：医療保 険課	①法令上の根拠：高齢者の医療の確保に関する法 律第138条 ②移転先における用途：高齢者の医療の確保に関 する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の80の項 ②移転先における用途：高齢者の医療の確保に関する法律 による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関す る事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統 合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられな い

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (委託に伴う ものを除く。)-移転 先19 (旧 (別表2) 22) : 生活援護第一 課、生活援護第二課、 生活援護第三課	①法令上の根拠：中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律第14条、 生 活援護法第29条 ②移転先における用途：中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支 援給付又は配偶者支援金 (以下「中国残留邦人等 支援給付等」という。)の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑤移転方法： [] 紙 [○] その他 (参照システム) ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の87の項 ②移転先における用途：中国残留邦人等支援給付等の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑤移転方法： [○] 紙 [○] その他 (参照システム) ⑦時期・頻度：必要に応じて随時 (参照システム (統合 DB) とは原則週次で連携、紙での移転は年1回)	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (委託に伴う ものを除く。)-移転 先20 (旧12) : 介護保 険課	①法令上の根拠：介護保険法第203条 ②移転先における用途：介護保険法 (平成九年法 律第百二十三号) による保険給付の支給、地域支 援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑤移転方法： [] 紙 [○] その他 (参照システム) ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の94の項 ②移転先における用途：介護保険法による保険給付の支 給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑤移転方法： [] 紙 [○] その他 (参照システム) ⑦時期・頻度：必要に応じて随時 (庁内連携システム (統 合DB) へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (委託に伴う ものを除く。)-移転 先21 (旧 (別表2) 23) : 保健予防課	①法令上の根拠：感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律第37条の2等 ②移転先における用途：感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律 第百十四号) による入院の勧告若しくは措置、費 用の負担又は療養費の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑤移転方法： [] 紙 [○] その他 (参照システム) ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の97の項 ②移転先における用途： ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑤移転方法： [] 紙 [○] その他 (参照システム) ⑦時期・頻度：必要に応じて随時 (参照システム (統合 DB) へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (委託に伴う ものを除く。)-移転 先22 (旧17) : 地域振 興課	①法令上の根拠：特定障害者に対する特別障害給 付金に関する法律第29条 ②移転先における用途：特定障害者に対する特別 障害給付金の支給に関する法律 (平成十六年法律 第百六十六号) による特別障害給付金の支給に関 する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑤移転方法： [] 紙 [○] その他 (参照システム) ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の107の項 ②移転先における用途：特定障害者に対する特別障害給付 金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑤移転方法： [] 紙 [○] その他 (参照システム) ⑦時期・頻度：必要に応じて随時 (庁内連携システム (統 合DB) へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (委託に伴う ものを除く。)-移転 先23 (旧13) : 障害者 福祉課、健康サービス 課、保健予防課	①法令上の根拠：障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律第12条 ②移転先における用途：障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七 年法律第百二十三号) による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑤移転方法： [] 紙 [○] その他 (参照システム) ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の108の項 ②移転先における用途：障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又 は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑤移転方法： [] 紙 [○] その他 (参照システム) ⑦時期・頻度：必要に応じて随時 (参照システム (統合 DB) へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられな い

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先24 (旧14)：保育 課、子育て支援課	①法令上の根拠：子ども・子育て支援法第16条 ②移転先における用途：子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) による子どもの ための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子 育て支援事業の実施に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の116の項 ②移転先における用途：子ども・子育て支援法による子ど ものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て 支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるも の ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「④提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時(庁内連携システム(統 合DB)へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先25 (旧18)：地域振 興課	①法令上の根拠：年金生活者支援給付金の支給に 関する法律第37条 ②移転先における用途：年金生活者支援給付金の 支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号) による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の117の項 ②移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関 する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「④提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時(庁内連携システム(統 合DB)へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)- (別 表2) 移転先26 (旧 (別表2) 25)：健康 サービス課	①法令上の根拠：難病の患者に対する医療等に関 する法律第2条等 ②移転先における用途：難病の患者に対する医療 等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)に よる特定医療費の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情 報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川 区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第 4条第3項、番号法別表第二の120の項 ②移転先における用途：難病の患者に対する医療等に関す る法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定め るもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲：「④提供する情 報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時(参照システム(統合 DB)へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)- (別 表2) 移転先27 (新 設)：障害者福祉課		(評価書記載のとおりに新設)	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)- (別 表2) 移転先28 (新 設)：障害者福祉課		(評価書記載のとおりに新設)	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)- (別 表2) 移転先29 (新 設)：障害者福祉課		(評価書記載のとおりに新設)	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)- (別 表2) 移転先30 (新 設)：生活援護第一 課、生活援護第二課、 生活援護第三課		(評価書記載のとおりに新設)	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)- (別 表2) 移転先31 (新 設)：児童女性課		(評価書記載のとおりに新設)	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)- (別 表2) 移転先32 (新 設)：児童女性課、各 事務所		(評価書記載のとおりに新設)	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)- (別 表2) 移転先33 (新 設)：児童女性課		(評価書記載のとおりに新設)	事前	※以外の項目であるため、 事後で足りるものの、任意 に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：軽自動車 税賦課情報ファイル) -4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託-委託事項1、2、 4	委託事項1：申告情報のバンチ入力事業 委託事項2：システム保守事業 委託事項4：中間サーバーへの特定個人情報登録 等に係る事務	委託事項1：申告情報のバンチ入力業務 委託事項2：税務システム運用保守業務 委託事項4：中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る 業務	事後	事前通知が義務付けられな い
平成28年3月25日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名：軽自動車 税賦課情報ファイル) -4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託-委託事項3 -⑥	軽自動車税納税通知書等印字プログラム・用紙作 成及び封入封緘事業 ⑥委託先名：株式会社 イムラ封筒 東京支社	軽自動車税納税通知書等印字プログラム・用紙作成及び封 入封緘業務 ⑥委託先名：光ビジネスフォーム 株式会社	事後	事前通知が義務付けられな い
令和1年6月14日	表紙 評価実施機関名	江戸川区長	東京都江戸川区長	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅰ 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務-②事務の内容	(※「(別添1) 業務の内容」を参照)	(※「(別添1) 事務の内容」を参照)	事後	誤記の訂正であり、重要な 変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅰ 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用するシ ステム-システム3-② システムの機能	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ 5. 統合宛名情報の管理 ・各業務システムから登録された宛名情報(住登外者を含 む)の団体内統合宛名番号の採番及び管理並びに 情報照会及び情報提供に用いる符号の取得状況を管理す る。	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用するシ ステム-システム4-② システムの機能	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ 1. 審査業務機能 (8)共通納税機能 納付情報データの受信及び連携用の情報ファイルの作成、 確認等を行う機能 2. 運用管理機能 (6)税務システムから審査システム(eLTAX)への連携機能 特別徴収税額通知データ等、特定個人情報ファイル(本人 確認用)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	I 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用するシ ステム-システム5-② システムの機能	(右記記述の追加及び下記記述の変更) 3. 団体間回送業務 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データ として送信する機能及び扶養是正情報等データを 国税庁連絡サーバへ送信する機能	～下記の記述の追加以外に変更なし～ (下記記述の追加) 同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民 登録外課税通知データ、寄付金税額控除に係る申告特例通 知データ等を他自治体との間で送信及び受信している。 (下記記述の変更) 3. 団体間回送業務 他の地方公共団体へ課税資料等を電子データとして送受 信する機能及び扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバ へ送信する機能	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	I 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用するシ ステム-システム6	2. 本人確認情報検索 ・代表端末又は業務端末において入力された4情 報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せを キーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを 検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧 を画面上に表示する。	2. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性 別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確 認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情 報の一覧を画面上に表示する。	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	I 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用するシ ステム-システム7-② システムの機能	8. セキュリティ管理機能 ・※中間サーバーの「システム方式設計書 _6_0_0_機能要件の整理 第1.1 版」の記載に沿っ て、対応予定。	8. セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文へ の署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の 検証、それらに伴う鍵管理を行う。 また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイス システム)から受信した情報提供ネットワークシステム配 信マスター情報を管理する機能	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	I 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用するシ ステム-システム9		(評価書記載のとおりに新設)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	I 5. 個人番号の利 用-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う。)第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例 ・地方税法等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定め る命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月江 戸川区条例第30号。以下「条例」という。)第4条第1項及 び別表2の1の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27 年10月規則第58号。以下「規則」という。)第3条及び別 表2の1の項 ・地方税法等	事後	文言の修正であり、重要な 変更にあたらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅰ 6. 情報提供ネットワークにおける情報提供-②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ・上記の項に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第20条 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ・上記の項に係る主務省令の条 (第1条第2号口、第2条第7号、同条8号口、同条第10号口、同条第11号口、同条第12号から第16号まで、同条第17号口、第3条第8号、同条第9号口、同条第11号口、同条第12号口、同条第13号から第17号まで、第4条第2号口、第6条第4号、同条第5号から第8号までイ、同条第9号から第13号まで、第7条第1号イ、同条第2号口、同条第3号口、同条第4号イ、同条第5号イ、第8条第1号ハ、同条第8条第2号ハ、第10条第1号口、同条第3号口、同条第4号口、同条第5号イ、第12条第3号イ、同条第4号口、同条第7号、第13条第1号イ、同条第2号ハ、第19条第1号カ、第20条第1号、同条第3号、同条第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第22条の3第1号、同条第2号、同条第5号から第7号までイ、同条第9号から第13号まで、第22条の4第2号ハ、同条第2項第2号二、同条第3項第2号二、同条第4項第2号二、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、同条第3号口、同条第8号口、同条第9号口、同条第11号から第15号まで、第24条の3第1号、第25条第1号、同条第2号、同条第3号口、同条第6号、同条第7号イ、同条第11号から第16号まで、第26条の3第1号イ、同条第3号イ、第28条第1号二、第31条第1号二、同条第3号、同条第5号二、第31条の2第3号、同条第4号口、同条第9号口、同条第10号口、同条第12号から第16号まで、第31条の3第1号、第34条第1号から第3号まで、第35条第3号、第36条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第37条第1号イ、同条第3号、第38条第1号イ、同条第2号、同条第3号、第39条第3号、第40条第1号イ、同条第3号イ、第43条第1号イ、同条第2号、同条第3号口、同条第5号口、同条第8号から第11号まで、第43条の3第1号、第43条の4第1号ハ、第44条第1号カ、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第2号から第16号までロ、同条第18号口、同条第19号口、同条第22号口、同条第23号口、第49条第1号、同条第3号、第49条の2第1号、第50条第2号から第5号までイ、第51条第4号イ、同条第7号、同条第13号、第53条第1号ホ、同条第2号ホ、同条第3号二、同条第4号、同条第5号口、第54条第1号口、同条第3号口、同条第4号、第55条第1号口、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第9号から第11号までイ、第58条第1号イ、同条第2号イ、第59条第1号、第59条の2第1号口、第59条の3第1号ハ、同条第2号ハ)	事後	主務省令の発出に伴う修正 その他文言の修正であり、 重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅰ 7. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	課税課長 大関 一彦、 納税課長 川勝 賢治	課税課長、 納税課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	I (別添1) 事務の内容-収納関連業務-事務フロー図及び(備考)	右記の記述の追記以外に変更がないため省略	～下記の記述及びその記述を示すフロー図の追加以外に変更なし～ ⑬指定金融機関からの収納情報(データ)をL G W A N 経由で取得する。 ⑭収納代行業者からの収納情報(データ)をL G W A N 経由で取得する。 ⑮地方税共通納税システムよりの収納データをL G W A N 経由で取得する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和1年6月14日	I (別添1) 事務の内容-滞納整理関連及び電話催告業務-事務フロー図及び(備考)	右記の記述の追記以外に変更がないため省略	～下記の記述及びその記述を示すフロー図の追加以外に変更なし～ ⑬滞納整理情報ファイルから抽出した滞納者電話番号リストを、納付案内事務の受託者がL G W A N - A S P S M S 送信システムに入力し、滞納者にS M S 通知を送る。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-③入手の時期・頻度	右記の記述を末尾に追加	【他自治体からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】 他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄付金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・住民登録外課税通知情報は提出があれば一年を通じて受領している。 ・寄付金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1	申告情報のバンチ入力業務 ①委託内容:申告情報のバンチ入力 ⑥委託先名:株式会社ブリマジェスト ⑦再委託の有無:再委託する	給与支払報告書等処理業務 ①委託内容:給与支払報告書の点検・補筆・結束等、スキャン(画像登録)及びデータバンチ ⑥委託先名:株式会社ムサン ⑦再委託の有無:再委託しない	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2	⑥委託先名:株式会社日立製作所	⑥委託先名:株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4	⑥委託先名:中間サーバーの運用開始前までに委託先を決定予定。	⑥委託先名:株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5	⑥委託先名:T I S 株式会社	⑥委託先名:株式会社N T T データ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供・移転の有無	[○]提供を行っている(61)件 [○]移転を行っている(33)件	[○]提供を行っている(65)件 [○]移転を行っている(25)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－提供 先6-②提供先における 用途	②提供先における用途： 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省	②提供先における用途： 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－提供 先11（新設）		（評価書記載のとおりに新規挿入） （以降の提供先番号を順次繰下げる。）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－別紙 １－提供先21（新設）		（評価書記載のとおりに新規挿入） （以降の提供先番号を順次繰下げる。）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－別紙 １－提供先26（新設）		（評価書記載のとおりに新規挿入） （以降の提供先番号を順次繰下げる。）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－別紙 １－提供先39（旧36）	②提供先における用途： 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	②提供先における用途： 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－別紙 １－提供先52（旧49）	②提供先における用途： 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	②提供先における用途： 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ ５．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－別紙 １－提供先61（旧58）	①法令上の根拠： 番号法第19条第8号、地方税法第317条 ⑥移転方法： 〔○〕紙 〔○〕その他（国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター専用回線） ⑦時期・頻度： 該当者が判明した場合に送付する。扶養は正情報等については年1回	①法令上の根拠： 番号法第19条第9号、地方税法第317条 ⑥移転方法： 〔○〕紙 〔○〕その他（LGWAN、専用回線） ⑦時期・頻度： 該当者が判明した場合に随時。扶養は正情報等については年1回	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-別紙 1-提供先62 (旧59)	提供先:市町村長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号、地方税法294条第3項 ③提供する情報: 江戸川区で課税しない者に係る給与支払報告書、 公的年金等支払報告書及び所得税の申告書等の情 報並びに地方税法第294条第3項の規定に基づく 通知に係る情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲: 他の自治体に課税権がある者及び区外在住の課税 対象者等 ⑥移転方法: 〔○〕紙 〔○〕その他 (国税連携システム→LGWAN→地 方税ポータルセンター→専用回線) ⑦時期・頻度: 随時	提供先:他自治体の長 (都道府県及び市区町村) ①法令上の根拠: 番号法第19条第9号、地方税法第294条第3項、地方税法附 則第7条第5項及び第12項 ③提供する情報: 江戸川区で課税しない者に係る給与支払報告書、公的年金 等支払報告書及び所得税の申告書等の情報、地方税法第 294条第3項の規定に基づく住登外課税通知に係る情報、寄 付金税額控除に係る申告特例通知に係る情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲: 他の自治体に課税権がある者、区外在住の課税対象者及び 申告特例を選択した寄付者等 ⑥移転方法: 〔○〕紙 〔○〕その他 (LGWAN) ⑦時期・頻度: 随時。寄付金税額控除に係る申告特例通知については1月	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-別紙 1-提供先63 (旧60)	⑥移転方法: 〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除 く。) 〔○〕その他 (国税連携システム→LGWAN→地 方税ポータルセンター→専用回線)	⑥移転方法: 〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔○〕その他 (LGWAN)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-別紙 1-提供先64 (旧61)	⑥移転方法: 〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除 く。) 〔○〕紙 〔○〕その他 (国税連携システム→LGWAN→地 方税ポータルセンター→専用回線)	⑥移転方法: 〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔○〕紙 〔○〕その他 (LGWAN、インターネット回線)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-別紙 1-提供先65 (新設)		(評価書記載のとおりに新規挿入)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先1:障害者福祉課	①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の8の項 ②移転先における用途: 児童福祉法による里親若しくは養子縁組里親の認 定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額 障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等 給付費の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠: 条例第4条第3項、番号法別表第二の8の項 ②移転先における用途: 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、 里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費 若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-移転 先2：障害者福祉課	移転先2：障害者福祉課 ①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の11の項 ②移転先における用途： 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児 通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談 支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の 支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務で あって主務省令で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規 定する者 ⑥移転方法： 〔○〕 庁内連携システム 〔 〕 その他（ ） ⑦時期・頻度： 必要に応じて随時（庁内連携システム（統合 DB）へは原則週次で移転）	移転先2：障害者福祉課、保健予防課 ①法令上の根拠： 条例第4条第3項 番号法別表第二の11の項 番号法別表第二の20の項 番号法別表第二の53の項 番号法別表第二の66の項 番号法別表第二の67の項 ②移転先における用途： 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付 費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しく は特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービス の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施 設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であっ て主務省令で定めるもの 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉 サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶 養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉 手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四 号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥移転方法： 〔○〕 庁内連携システム 〔○〕 その他（参照システム） ⑦時期・頻度： 必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原 則週次で移転）	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-移転 先3：健康サービス課	移転先3：保育課、児童女性課、健康サービス 課、保健予防課 ①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の16の項 ④移転する情報の対象となる本人の数： 10万人以上100万人未満	移転先3：健康サービス課 ①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の16の項 ④移転する情報の対象となる本人の数： 1万人未満	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）-移転 先4（新設）：健康 サービス課		（評価書記載のとおりに新規挿入） （以降の移転先番号を順次繰下げる。）	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） - 移転 先5（旧4）：生活保護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の26の項 ②移転先における用途： 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑤移転方法： [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○] 紙 [○] その他（参照システム） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合DB）へは原則週次で移転）、紙での移転は年1回	①法令上の根拠： 条例第4条第3項 番号法別表第二の26の項 番号法別表第二の87の項 条例第4条第2項 別表第二の16の項、規則第3条 別表第二の16の項 ②移転先における用途： 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規定する者 ⑥移転方法： [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙 [○] その他（参照システム） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合DB）へは原則週次で移転）、電子記録媒体での移転は年1回	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） - 移転 先6（旧5）：住宅課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の31の項 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の31の項 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） - 移転 先7（旧6）：医療保険課、区民課、各事務所	①法令上の根拠： 利用条例第4条第3項、番号法別表第二の42の項 ②移転先における用途： 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥移転方法： [] 庁内連携システム [○] その他（税務システム） ⑦時期・頻度： 必要に応じて随時（オンライン照会）、バッチ処理のため月次で移転	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の42の項 条例第4条第2項 別表第2の29の項、規則第3条 別表第二の29の項 ②移転先における用途： 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令又は規則で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規定する者 ⑥移転方法： [○] 庁内連携システム [○] その他（税務システム） ⑦時期・頻度： 必要に応じて随時（オンライン照会）、バッチ処理のため年次及び月次で移転	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦課情報ファイル） - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） - 移転 先8（旧7）：区民課、地域振興課、各事務所	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の48の項	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の48の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ 5．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先9（旧8）：児童女性 課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の57の項 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の57の項 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ 5．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先10（旧9）：介護保 険課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の61の項 ②移転先における用途： 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であっ て主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠： 条例第4条第3項 番号法別表第二の61の項 番号法別表第二の62の項 ②移転先における用途： 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省 令で定めるもの 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省 令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ 5．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先旧10：介護保険課		(削除) (以降の移転先番号を順次繰上げる。)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ 5．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先11：児童女性課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の63の項 ②移転先における用途： 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額 の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主 務省令で定めるもの	①法令上の根拠： 条例第4条第3項 番号法別表第二の63の項 番号法別表第二の64の項 番号法別表第二の65の項 ②移転先における用途： 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は 資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現 に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与 に関する事務であって主務省令で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ 5．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先12、13及び14		(削除) (以降の移転先番号を順次繰上げる。)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ 5．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先12（旧16）：健康 サービス課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の70の項 ④移転する情報の対象となる本人の数： 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の70の項 ④移転する情報の対象となる本人の数： 1万人未満	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先13(旧17):児童女 性課、職員課	①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の74の項 ⑥移転方法: [○] 庁内連携システム [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除 く。) ⑦時期・頻度:必要に応じて随時(庁内連携シ ステム(統合D B)へは原則週次で移転)、電子記 録媒体での移転は年1回(職員課)	①法令上の根拠: 条例第4条第3項、番号法別表第二の74の項 ⑥移転方法: [○] 庁内連携システム [○] その他(参照システム、業務用ファイルサーバー) ⑦時期・頻度:必要に応じて随時(庁内連携システム(統 合D B)へは原則週次で移転)、業務用ファイルサーバー 経由での移転は年1回(職員課)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-別紙 2-移転先14(旧18): 医療保険課、区民課	①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の80の項	①法令上の根拠: 条例第4条第3項、番号法別表第二の80の項	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先旧19:生活援護第一 課、生活援護第二課、 生活援護第三課		(削除) (以降の移転先番号を順次繰上げる。)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-別紙 2-移転先15(旧20): 介護保険課	①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の94の項	①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法 別表第二の94の項	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先16(旧21):健康 サービス課	①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の97の項 ②移転先における用途: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律による費用の負担又は療養費の支給に関 する事務であって主務省令又は規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満 ②移転先における用途: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律による費用の負担又は療養費の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報: 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規 定する者	①法令上の根拠: 条例第4条第3項、番号法別表第二の97の項 条例第4条第2項 別表第2の33の項、規則第3条 別表第 二の32の項 ②移転先における用途: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号)による結核 患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるも の ④移転する情報の対象となる本人の数: 1万人未満 ②移転先における用途: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって 主務省令又は規則で定めるもの ③移転する情報: 地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規 定する者	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ 5．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先17（旧22）：地域振 興課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の107の項 ②移転先における用途： 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関す る法律による特別障害給付金の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 10万人以上100万人未満 ⑥移転方法： 〔○〕 庁内連携システム 〔 〕 その他（ ） ⑦時期・頻度： 必要に応じて随時（庁内連携システム（統合 DB）へは原則週次で移転）	①法令上の根拠： 条例第4条第3項 番号法別表第二の107の項 番号法別表第二の117の項 ②移転先における用途： 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に よる特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活 者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 1万人以上10万人未満 ⑥移転方法： 〔○〕 庁内連携システム 〔○〕 その他（ ） ⑦時期・頻度： 必要に応じて随時（参照システム（統合DB）へは原則週 次で移転）	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ 5．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先18（旧23）：障害者 福祉課、健康サービス 課、保健予防課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の108の項 ②移転先における用途： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの ③移転する情報： 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規 定する者 ⑥移転方法： 〔 〕 庁内連携システム 〔○〕 その他（参照システム）	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の108の項 条例第4条第2項 別表第2の33の項、規則第3条 別表第 二の33の項 ②移転先における用途： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するのための 法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実 施に関する事務であって主務省令で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行細則（平成十八年東京都規則第十二号）による精 神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるも の ③移転する情報： 地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規 定する者 ⑥移転方法： 〔○〕 庁内連携システム 〔○〕 その他（参照システム）	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ 5．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－別紙 2-移転先19（旧24）： 子育て支援課、保育課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の116の項 ②移転先における用途： 子ども・子育て支援法による子どものための教 育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援 事業の実施に関する事務であって主務省令で定め るもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規 定する者	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の116の項 条例第4条第2項 別表第二の19の項、規則第3条 別表第二 の19の項 ②移転先における用途： 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給 付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する 事務であって主務省令で定めるもの 江戸川区私立幼稚園園児の保護者に対する就園奨励費補助 金交付要綱（昭和54年4月1日適用）による補助金の交付に 関する事務であって規則で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規 定する者	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル）－ 5．特定個人情報の提 供・移転（委託に伴う ものを除く。）－移転 先旧25：地域振興課		（削除） （以降の移転先番号を順次繰上げる。）	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-別紙 2-移転先20 (旧26) : 健康予防課	①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3 項、番号法別表第二の120の項 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠: 条例第4条第3項、番号法別表第二の120の項 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 1万人未満	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-別紙 2-移転先21 (旧27) : 障害者福祉課	①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2 項 別表第二の9の項 ②移転先における用途: 東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障 害者手当の支給に関する事務であって江戸川区個 人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年 10月30日規則第58号、以下「規則」という。) で定めるもの ⑥移転方法: [○] 庁内連携システム [] その他()	①法令上の根拠: 条例第4条第2項 別表第二の11の項、規則第3条 別表第二 の11の項 条例第4条第2項 別表第二の12の項、規則第3条 別表第二 の12の項 条例第4条第2項 別表第二の13の項、規則第3条 別表第二 の13の項 ②移転先における用途: 東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年6月条例第68 号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であっ て規則で定めるもの 江戸川区心身障害者福祉手当条例(昭和48年10月条例第 25号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務で あって規則で定めるもの 江戸川区難病患者福祉手当条例(昭和49年6月条例第38 号)による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって 規則で定めるもの ⑥移転方法: [○] 庁内連携システム [○] その他(参照システム)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-別紙 2-移転先旧28、29:障 害者福祉課		(削除) (以降の移転先番号を順次繰上げる。)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先旧30:生活援護第一 課、生活援護第二課、 生活援護第三課		(削除) (以降の移転先番号を順次繰上げる。)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先22 (旧31) :児童女 性課	①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2 項 別表第二の19の項 ②移転先における用途: 江戸川区児童育成手当条例による児童育成手当の 支給に関する事務であって規則で定めるもの	①法令上の根拠: 条例第4条第2項 別表第二の21の項、規則第3条 別表第2 の21の項 条例第4条第2項 別表第二の24の項、規則第3条 別表第2 の24の項 ②移転先における用途: 江戸川区児童育成手当条例(昭和46年10月条例第24号) による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定 めるもの 江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年12月条 例第56号)による医療費の助成に関する事務であって規則 で定めるもの	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先23(旧32):児童女 性課	①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2 項 別表第二の20の項 ②移転先における用途: 江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例による 乳児養育手当の支給に関する事務であって規則で 定めるもの	①法令上の根拠: 条例第4条第2項 別表第二の22の項、規則第3条 別表第2 の22の項 ②移転先における用途: 江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例(昭和44年3月 条例第11号)による乳児養育手当の支給に関する事務で あって規則で定めるもの	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先旧33:児童女性課		(削除)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先24(新設):児童女 性課		(評価書記載のとおりに新規挿入)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴う ものを除く。)-移転 先25(新設):健康 サービス課		(評価書記載のとおりに新規挿入)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:軽自動車 税賦課情報ファイル) -4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託-委託の有無	委託する(4)件	委託する(3)件	事後	明らかにリスクを軽減させ る変更であるため重要な変 更に当たらない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:軽自動車 税賦課情報ファイル) -4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託-委託事項1		(削除) (以降の番号を順次繰上げる。)	事後	明らかにリスクを軽減させ る変更であるため重要な変 更に当たらない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:軽自動車 税賦課情報ファイル) -4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託-委託事項1(旧 2)	⑥委託先名:株式会社日立製作所	⑥委託先名:株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ (特定個人情報 ファイル名:軽自動車 税賦課情報ファイル) -5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴 うものを除く。)-提 供・移転の有無	[○]提供を行っている(1)件	[]提供を行っている()件 [○]行っていない	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	II (特定個人情報 ファイル名: 軽自動車 税賦課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の 提供・移転 (委託に伴 うものを除く。) - 提 供先1		(削除)	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	II (特定個人情報 ファイル名: 収納管理 情報ファイル) - 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託-委託 事項 1	⑥委託先名: 株式会社日立製作所	⑥委託先名: 株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	II (特定個人情報フ ァイル名: 4 滞納整理情 報ファイル) - 4. 特 定個人情報ファイル取 扱いの委託-委託事項 1	⑥委託先名: キャリアリンク 株式会社	⑥委託先名: 株式会社アイティフォー	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	II (特定個人情報 ファイル名: 滞納整理 情報ファイル) - 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託-委託 事項 2	⑥委託先名: 株式会社日立製作所	⑥委託先名: 株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	II (特定個人情報フ ァイル名: 電話催告情報 ファイル) - 4. 特定 個人情報ファイル取扱 いの委託-委託事項 1	⑥委託先名: 株式会社 ヒューマンプラス	⑥委託先名: 株式会社アイティフォー	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	III (特定個人情報 ファイル名: 住民税賦 課情報ファイル) - 2. 特定個人情報の入 手 (情報提供ネット ワークシステムを通じ た入手を除く。) - リ スク1-対象者以外の情 報の入手を防止するた めの措置の内容	右記の記述を追加	【他自治体】 ・他自治体から送信された情報に記載された提出先によ り、国税連携システム (eLTAX) が地方税ポータルサイト (eLTAX) から対象者以外の情報が入手できないようシス テムで制御している。	事後	既に実施されている他機関 での措置の内容に係る追記 であるため重要な変更にあ たらない
令和1年6月14日	III (特定個人情報 ファイル名: 住民税賦 課情報ファイル) - 2. 特定個人情報の入 手 (情報提供ネット ワークシステムを通じ た入手を除く。) - リ スク2-リスクに対する 措置の内容	右記の記述を追加	【他自治体】 ・特定個人情報の入手元である他自治体は、使用目的が法 令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこと となる。	事後	既に実施されている他機関 での措置の内容に係る追記 であるため重要な変更にあ たらない
令和1年6月14日	III (特定個人情報 ファイル名: 住民税賦 課情報ファイル) - 2. 特定個人情報の入 手 (情報提供ネット ワークシステムを通じ た入手を除く。) - リ スク3-特定個人情報の 正確性確保の措置の内 容	右記の記述を追加	【他自治体】 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である 他自治体に委ねられる。	事後	既に実施されている他機関 での措置の内容に係る追記 であるため重要な変更にあ たらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 2. 特定個人情報の入 手 (情報提供ネット ワークシステムを通じ た入手を除く。) -リ スク4-リスクに対する 措置の内容	右記の記述を追加	【他自治体】 ・他自治体から江戸川区までは、閉域網であるL G W A N を利用するとともに、暗号化通信を行っている。	事後	既実施されている他機関 での措置の内容に係る追記 であるため重要な変更にあ たらない
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 3. 特定個人情報の使用- リスク3-リスクに対 する措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	明らかにリスクを軽減させる 変更であるため重要な変 更に当たらない
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託- 特定個人情報の提供 ルール-委任元と委任 先間の提供に関する ルール内容及びルー ル遵守の確認方法	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースへの電子媒体の格納等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「外部提供記録票」を作成しており、1年保管している。	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースへの電子媒体の格納等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「外部提供記録票」を作成しており、総務課に提出し30年保管している。	事後	特定個人情報の提供ルール に影響を及ぼさない記載に 係る修正であるため重要な 変更にあたらない
令和1年7月1日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託- 再委託先による特定個 人情報ファイルの適切 な取り扱いの確保	具体的な方法: ・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	具体的な方法: ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	事前	重要な変更
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名:住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (情報提供 ネットワークシステム を通じた提供を除く。) - リスク1-具体的 な方法	右記の記述を追加	【地方税共同機構】 ・審査システム (eLTAX) を利用して地方税ポータルセンタ (eLTAX) へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム (eLTAX) に記録される。	事後	既実施されている他機関 での措置の内容に係る追記 であるため重要な変更にあ たらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (情報提供 ネットワークシステム を通じた提供を除 く。) -リスク1-ルー ルの内容及びルール遵 守の確認方法	右記の記述を追加	【他自治体】 ・国税連携システム (eLTAX) を利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ (eLTAX) への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ情報処理を行っている。 ・国税連携システム (eLTAX) では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	既の実施されている他機関での措置の内容に係る追記であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (情報提供 ネットワークシステム を通じた提供を除 く。) -リスク2-リス クに対する措置の内容	右記の記述を追加	【地方税共同機構】 ・審査システム (eLTAX) において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者 I D 及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法及び提供先はシステムの機能で決められている。なお、地方税ポータルシステム (eLTAX) への送信には閉域網である L G W A N を用いており、データは暗号化をしているため情報漏洩や紛失のリスクが軽減されている。 【他自治体】 ・国税連携システム (eLTAX) において他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者 I D 及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として指定した送信先地方団体以外には送信できない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ (eLTAX) と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網である L G W A N を用いており、データも暗号化しているため情報漏洩や紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム (eLTAX) では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	既の実施されている他機関での措置の内容に係る追記であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提 供・移転 (情報提供 ネットワークシステム を通じた提供を除 く。) -リスク3-リス クに対する措置の内容	右記の記述を追加	【地方税共同機構】 ・審査システム (eLTAX) において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者 I D 及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。また、提供先として地方税ポータルセンタ (eLTAX) 以外を設定することはできない仕様になっている。 ・江戸川区から地方税ポータルセンタ (eLTAX) までは閉域網である L G W A N が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの担保している。 【他自治体】 ・国税連携システム (eLTAX) で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・送信先地方団体と送信元地方公共団体の間の情報連携については、提供先として指定した送信先地方団体以外には送信できない仕様になっている。送信元及び送信先地方団体から地方税ポータルセンタ (eLTAX) までは閉域網である L G W A N が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの担保している。	事後	既の実施されている他機関での措置の内容に係る追記であるため重要な変更にあたらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 6. 情報提供ネット ワークシステムとの接 続-リスク1-リスクに 対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づ き、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、 照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手 続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特 定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令の改正に伴う修正であ るため重要な変更にあた らない
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 7. 特定個人情報の保 管・消去-リスク1-⑤ 物理的対策-具体的な 対策の内容	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワ イヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う 職員が離席する際には、時間経過によるロックを 行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用 ルールを定め、遵守している。	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤによ り盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワード による認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が 離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解 除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する 場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるな どの運用ルールを定め、遵守している。	事後	明らかにリスクを軽減させ る変更であるため重要な変 更に当たらない
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：住民税賦 課情報ファイル) - 7. 特定個人情報の保 管・消去-リスク1-⑨ 過去3年以内に、評価 実施機関において、個 人情報に関する重大事 故が発生したか	発生なし	発生あり その内容： (1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担 当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講 座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを 送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛 先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支 払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々 委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成 29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日におい て、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個 人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のバン チ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をし ていた。(平成30年12月26日発覚) なお、入力データ 等が消去されていることは確認しており、外部への個人情 報の流出は確認されていない。 再発防止策の内容： (1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認する とともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者 で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わな い。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託 が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承 認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全 性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約にお いて、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁 止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託 先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある 場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、 改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打 ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱い が適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：軽自動車 税賦課情報ファイル) -3. 特定個人情報の 使用-リスク3-リスク に対する措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：軽自動車 税賦課情報ファイル) -4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委任元と委任先間の提供に関する ルール内容及びルール 遵守の確認方法	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースへの電子媒体の格納等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「外部提供記録票」を作成しており、1年保管している。	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースへの電子媒体の格納等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「外部提供記録票」を作成しており、総務課に提出し30年保管している。	事後	特定個人情報の提供ルールに影響を及ぼさない記載に係る修正であるため重要な変更に当たらない
令和1年7月1日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：軽自動車 税賦課情報ファイル) -4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保	具体的な方法： ・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	具体的な方法： ・再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	事前	重要な変更
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：軽自動車 税賦課情報ファイル) -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令の改正に伴う修正であるため重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：軽自動車 税賦課情報ファイル) -7. 特定個人情報の 保管・消去-リスク1- ⑤物理的対策-具体的 な対策の内容	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	III (特定個人情報 ファイル名:軽自動車 税賦課情報ファイル) -7. 特定個人情報の 保管・消去-リスク1- ⑨過去3年以内に、評 価実施機関において、 個人情報に関する重大 事故が発生したか	発生なし	発生あり その内容: (1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック 推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関 連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知 メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、 誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信 した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る 「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得 ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28 日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日 において、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち 特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248 件)のパンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々 委託をしていた。(平成30年12月26日発覚) なお、入力 データ等が消去されていることは確認しており、外部への 個人情報の流出は確認されていない。 再発防止策の内容: (1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確 認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複 数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わ ない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託 が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承 認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全 性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約にお いて、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁 止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託 先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある 場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、 改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打 ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱い が適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 収納管理情報ファイル) - 3. 特定個人情報の使用-リスク3-リスクに対する措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
令和1年7月1日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 収納管理情報ファイル) - 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託-再委託先による特定個人情報保護ファイルの適切な取扱いの確保	具体的な方法: ・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	具体的な方法: ・再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が追うのと同様の機密保持順守、再委託禁止、区職員による立入調査受任を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取り扱いが適正におこなわれているかどうかを本区自らが確認する。	事前	重要な変更
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 収納管理情報ファイル) - 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：収納管理 情報ファイル) - 7. 特定個人情報の保管・ 消去-リスク1-⑨過去3 年以内に、評価実施機 関において、個人情報 に関する重大事故が発 生したか	発生なし	発生あり その内容： (1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担 当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講 座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを 送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛 先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支 払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々 委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成 29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日におい て、給与支払報告書の処理業務（384,465件（うち特定個 人情報が含まれている可能性があるもの323,248件）のバ ンチ入力業務）を、再委託先が本区に無断で再々委託をし ていた。（平成30年12月26日発覚） なお、入力データ 等が消去されていることは確認しており、外部への個人情 報の流出は確認されていない。 再発防止策の内容： (1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認する とともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者 で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わな い。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託 が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承 認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全 性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約にお いて、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁 止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託 先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある 場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、 改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打 ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱い が適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名：滞納整理 情報ファイル) - 3. 特定個人情報の使用- リスク3-リスクに対す る措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関す るeラーニングを受講させ、業務外利用を防止して いる。また、新規任用者に対し、研修を実施 し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラー ニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新 規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止してい る。	事後	明らかにリスクを軽減させ る変更であるため重要な変 更に当たらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：滞納整理情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託-再委託先による特定個人情報保護ファイルの適切な取扱いの確保	具体的な方法： ・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	具体的な方法： ・再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が追うのと同様の機密保持順守、再委託禁止、区職員による立入調査受任を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正におこなわれているかどうかを本区自らが確認する。	事前	重要な変更
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：滞納整理情報ファイル）-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名:滞納整理 情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・ 消去-リスク1-⑨過去3 年以内に、評価実施機 関において、個人情報 に関する重大事故が発 生したか	発生なし	発生あり その内容: (1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担 当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講 座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを 送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛 先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支 払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々 委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成 29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日におい て、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個 人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のパ ンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をし ていた。(平成30年12月26日発覚)なお、入力データ等 が消去されていることは確認しており、外部への個人情報 の流出は確認されていない。 再発防止策の内容: (1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認する とともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者 で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わ ない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託 が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承 認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全 性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約にお いて、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁 止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託 先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある 場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、 改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打 ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱い が適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名:電話催告 情報ファイル)-3. 特定個人情報の使用- リスク3-リスクに対す る措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関す るeラーニングを受講させ、業務外利用を防止し ている。また、新規任用者に対し、研修を実施 し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラー ニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新 規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止してい る。	事後	明らかにリスクを軽減させ る変更であるため重要な変 更に当たらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：電話催告情報ファイル）- 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託-再委託先による特定個人情報保護ファイルの適切な取り扱いの確保	具体的な方法： ・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	具体的な方法： ・再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が追うのと同様の機密保持順守、再委託禁止、区職員による立入調査受任を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取り扱いが適正におこなわれているかどうかを本区自らが確認する。	事前	重要な変更
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：電話催告情報ファイル）- 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ (特定個人情報 ファイル名: 電話催告 情報ファイル) - 7. 特定個人情報の保管・ 消去-リスク1-⑨過去3 年以内に、評価実施機 関において、個人情報 に関する重大事故が発 生したか	発生なし	発生あり その内容: (1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担 当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講 座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを 送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛 先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支 払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々 委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成 29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日におい て、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個 人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のパ ンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をし ていた。(平成30年12月26日発覚) なお、入力データ 等が消去されていることは確認しており、外部への個人情 報の流出は確認されていない。 再発防止策の内容: (1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認する とともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者 で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わな い。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託 が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承 認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全 性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約にお いて、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁 止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託 先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある 場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、 改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打 ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱い が適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	V-1. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停 止請求-②請求方法	URL: http://www.city.edogawa.tokyo.jp/denshi/shinseisho/jouhoukougai/jiko_jouho.html	URL: https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kuseijoho/jouhoukougai/jiko_jouho.html	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない
令和1年6月14日	V-2. 特定個人情報 のファイルの取扱いに 関する問合せ-②対応 方法	・問合せがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。	・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。	事後	その他の項目の変更であ り、事前の提出・変更が義 務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	Ⅰ-1.特定個人情報を取り扱う事務②事務の内容	(2)過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をパンチ委託事業者に提供し、データ化を行う。データ化したファイルを税務システムに一括登録を実施する（一括処理）。 なお、随時に対応すべき場合は、職員が還付金請求書の情報を税務システムに登録する（一件処理）。	(2)過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をパンチ委託事業者に提供し、データ化を行う。データ化したファイルを税務システムに一括登録を実施する（一括処理）。 随時に対応すべき場合は、職員が還付金請求書の情報を税務システムに登録する。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された口座（以下「公金受取口座」という）での還付金受け取りの意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して口座登録・連携ファイル関係情報を取得し、税務システムに登録する。（一件処理）	事前	重要な変更に相当
令和5年5月1日	Ⅰ-2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム-システム3②システムの機能-4照会情報	・税務システムから連携された照会情報に基づき、中間サーバーに対し他情報保有機関への照会をおこない、中間サーバーから提供された特定個人情報を税務システムへ提供する。	・税務システムから連携された照会情報に基づき、中間サーバーに対し他情報保有機関への照会をおこない、中間サーバーから提供された特定個人情報を税務システムへ提供する。また、住民より公金受取口座での還付金受け取りの意思表示がある場合は、職員が情報提供ネットワークシステムを介して口座登録・連携ファイル関係情報を照会・取得し、税務システムに登録する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅰ-2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム-システム7②システムの機能	2. 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。	2. 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ※情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能を含む	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅰ-4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由①事務実施上の必要性	3. 収納管理情報ファイル 地方税の徴収および滞納処分に当たって、各個人の収納状況を正確に把握しておく必要がある。	3. 収納管理情報ファイル 地方税の徴収、還付および滞納処分に当たって、各個人の収納状況および公金受取口座の登録情報を正確に把握しておく必要がある。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年4月20日	Ⅰ-5.個人番号の利用-法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第16条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成27年10月30日条例第30号。以下「条例」という。）第4条第1項及び別表2の1の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年10月規則第58号。以下「規則」という。）第3条及び別表2の1の項 ・地方税法等	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成27年10月30日条例第30号。以下「条例」という。）第4条第1項及び別表2の1の項 ・地方税法等	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和5年4月20日	Ⅰ-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。）第20条 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,852,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の27の項	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅰ－6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 ・上記の項に係る主務省令の条 （第1条第2号口、第2条第7号、同条8号口、同条第10号口、同条第11号口、同条第12号から第16号まで、同条第17号口、第3条第8号、同条第9号口、同条第11号口、同条第12号口、同条第13号から第17号まで、第4条第2号口、第6条第4号、同条第5号から第8号までイ、同条第9号から第13号まで、第7条第1号イ、同条第2号口、 （下欄に続く）	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和5年4月20日		(上欄より続く) 同条第3号口、同条第4号イ、同条第5号イ、 第8条第1号ハ、同条第8条第2号ハ、第10条第1号口、同条第3号口、同条第4号口、同条第5号イ、 第12条第3号イ、同条第4号口、同条第7号、第13条第1号イ、同条第2号ハ、第19条第1号カ、第20条第1号、同条第3号、同条第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第22条の3第1号、同条第2号、同条第5号から第7号までイ、同条第9号から第13号まで、第22条の4第2号ハ、同条第2項第2号二、同条第3項第2号二、同条第4項第2号二、 第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、同条第3号口、同条第8号口、同条第9号口、同条第11号から第15号まで、第24条の3第1号、第25条第1号、同条第2号、同条第3号口、同条第6号、同条第7号イ、同条第11号から第16号まで、 第26条の3第1号イ、同条第3号イ、第28条第1号二、第31条第1号二、同条第3号、同条第5号二、 第31条の2第3号、同条第4号口、同条第9号口、同条第10号口、 （下欄に続く）			
令和5年4月20日		(上欄より続く) 同条第12号から第16号まで、第31条の3第1号、 第34条第1号から第3号まで、第35条第3号、第36条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第37条第1号イ、同条第3号、第38条第1号イ、同条第2号、同条第3号、第39条第3号、第40条第1号イ、同条第3号イ、第43条第1号イ、同条第2号、同条第3号口、同条第5号口、同条第8号から第11号まで、第43条の3第1号、第43条の4第1号ハ、 第44条第1号カ、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第2号から第16号まで口、同条第18号口、同条第19号口、同条第22号口、同条第23号口、第49条第1号、同条第3号、第49条の2第1号、第50条第2号から第5号までイ、第51条第4号イ、同条第7号、同条第13号、第53条第1号ホ、 同条第2号ホ、同条第3号二、同条第4号、同条第5号口、第54条第1号口、同条第3号口、同条第4号、第55条第1号口、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第9号から第11号までイ、第58条第1号イ、同条第2号イ、第59条第1号、第59条の2第1号口、第59条の3第1号ハ、同条第2号ハ)			
令和5年5月1日	Ⅰ－(別添1) 事務の内容-3.収納関連業務	図	図 (記載を変更)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	Ⅰ - (別添1) 事務の内容-3.収納関連業務	(備考) ①各種住民情報を統合DB経由で取得する。 ②住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。 ③指定金融機関からの納付済通知書情報を取得する。 ④取得した情報をデータバンチ事業者に提供する。 ⑤税務システムに登録する。 ⑥過納がある場合には、還付・充当に係る通知書を出力する。 ⑦通知書を住民に送付する。 ⑧住民から還付金請求書を取得する。 ⑨請求書をデータバンチ事業者に提供する。 ⑩税務システムに登録する。 ⑪4情報、個人番号で名寄せをし、更新を行う。 ⑫督促状のデータを出力し、封入封緘事業者へ提供する。 ⑬封入封緘事業者は、督促状を作成し、住民に送付する。 ⑭指定金融機関からの収納情報(データ)をL G W A N 経由で取得する。 ⑮収納代行業者からの収納情報(データ)をL G W A N 経由で取得する。 ⑯地方税共通納税システムよりの収納データをL G W A N 経由で取得する。	(備考) ①各種住民情報を統合DB経由で取得する。 ②住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。 ③指定金融機関からの納付済通知書情報を取得する。 ④取得した情報をデータバンチ事業者に提供する。 ⑤税務システムに登録する。 ⑥過納がある場合には、還付・充当に係る通知書を出力する。 ⑦通知書を住民に送付する。 ⑧住民から還付金請求書を取得する。 ⑨請求書をデータバンチ事業者に提供する。 ⑩税務システムに登録する。 ⑪4情報、個人番号で名寄せをし、更新を行う。 ⑫督促状のデータを出力し、封入封緘事業者へ提供する。 ⑬封入封緘事業者は、督促状を作成し、住民に送付する。 ⑭指定金融機関からの収納情報(データ)をL G W A N 経由で取得する。 ⑮収納代行業者からの収納情報(データ)をL G W A N 経由で取得する。 ⑯地方税共通納税システムよりの収納データをL G W A N 経由で取得する。 ⑰情報提供ネットワークシステムを介して、口座登録・連携ファイル関係情報を取得する ⑱公金受取口座情報を入力する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年4月20日	Ⅱ (特定個人情報ファイル名: 1.住民税賦課情報ファイル) - 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5 ⑥委託先名	株式会社NTTデータ	株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅱ (特定個人情報ファイル名: 1.住民税賦課情報ファイル) - 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	番号法第19条7号別表第二で規定される特定個人情報情報を中間サーバーに登録等する際に、税務システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。	番号法第19条8号別表第二で規定される特定個人情報を中間サーバーに登録等する際に、税務システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅱ (特定個人情報ファイル名: 1.住民税賦課情報ファイル) - 5.特定個人情報の提供・移転-提供先1～60-①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅱ (特定個人情報ファイル名: 1.住民税賦課情報ファイル) - 5.特定個人情報の提供・移転-提供先61～62-①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅱ (特定個人情報ファイル名: 1.住民税賦課情報ファイル) - 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項3②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	番号法第19条7号 別表第二で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	番号法第19条8号 別表第二で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル）-6 特定個人情報の保管・消去③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年5月1日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：3..収納管理情報ファイル）-2.基本情報④記録される項目-主な記録項目	[○] その他（内部機関情報（担当者名））	[○] その他（内部機関情報、口座登録・連携ファイル関連情報）	事前	重要な変更に相当
令和5年5月1日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：3.収納管理情報ファイル）-2.基本情報④記録される項目-その妥当性	・個人番号、その他識別情報：対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先： ①本人への連絡を行うために保有 ②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有 ・地方税関係情報：算出された住民税額を把握するために保有 ・その他（内部機関情報）：収納管理情報ファイルへの処理結果を必要に応じて確認するために保有	・個人番号、その他識別情報：対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先： ①本人への連絡を行うために保有 ②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有 ・地方税関係情報：算出された住民税額を把握するために保有 ・その他（内部機関情報）：収納管理情報ファイルへの処理結果を必要に応じて確認するために保有 ・その他（口座登録・連携ファイル関係情報）：公金受取口座での還付金受取を意思表示した住民への還付事務のために保有	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：3.収納管理情報ファイル）-3.特定個人情報の入手・使用①入手元	[] 行政機関・独立行政法人等（ ）	[○] 行政機関・独立行政法人等（デジタル庁）	事前	重要な変更に相当
令和5年5月1日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：3.収納管理情報ファイル）-3.特定個人情報の入手・使用②入手方法	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 情報提供ネットワークシステム	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：3.収納管理情報ファイル）-3.特定個人情報の入手・使用③入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に擬似リアル連携	○定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に擬似リアル連携 ○個別に対応する事務（都度） ・公金受取口座による還付金の受取を意思表示した住民に係る口座登録・連携ファイル関連情報の取得事務（還付金発生の都度照会）	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：3.収納管理情報ファイル）-3.特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。	・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 ・口座登録・連携ファイル関連情報については、還付請求書等により確認した本人意思に基づいて取得する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	II (特定個人情報ファイル名: 3.収納管理情報ファイル) -3.特定個人情報の入手・使用⑤ 本人への明示	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。 ・口座登録・連携ファイル関連情報については、還付金請求書等に、同情報を還付金事務で使用することの意思確認欄を設ける。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	II (特定個人情報ファイル名: 3..収納管理情報ファイル) -3-⑥使用目的	住民税・軽自動車税の適性な収納管理	住民税・軽自動車税の適性な収納管理および公金受取口座への還付事務	事前	重要な変更に相当
令和5年5月1日	II (特定個人情報ファイル名: 3..収納管理情報ファイル) -3-⑧使用方法	I 収納管理に関する事務 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課情報、収納情報から、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う II 名寄せに関する事務 複数の宛名番号を保持する住民等の収納情報の名寄せを行う。	I 収納管理に関する事務 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課情報、収納情報から、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う II 名寄せに関する事務 複数の宛名番号を保持する住民等の収納情報の名寄せを行う。 III 公金受取口座への還付事務 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務を行う。	事前	重要な変更に相当
令和5年5月1日	II - (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	○収納管理情報ファイル (全記録項目: 179項目)	○収納管理情報ファイル (全記録項目: 180項目)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	II (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【還付充当情報】(記録項目37項目) 会計年度、還付充当番号、(還付情報)税目、年度、相当年度、徴収番号、期別、過誤納理由、起算日、還付決定日、還付充当処理日、還付区分、還付先宛名番号、還付額合計、本税還付額、退職金還付額、延滞金還付額、還付加算金、充当適日、還付口座情報、受付日、受領日、支払方法、支払確定日、支払済日、加算金不要フラグ、(充当情報)税目、年度、相当年度、徴収番号、期別、充当先カナ氏名、本税未納額、延滞金未納額、合計額、本税充当額、延滞金充当額	【還付充当情報】(記録項目38項目) 会計年度、還付充当番号、(還付情報)税目、年度、相当年度、徴収番号、期別、過誤納理由、起算日、還付決定日、還付充当処理日、還付区分、還付先宛名番号、還付額合計、本税還付額、退職金還付額、延滞金還付額、還付加算金、充当適日、還付口座情報、受付日、受領日、支払方法、支払確定日、支払済日、加算金不要フラグ、(充当情報)税目、年度、相当年度、徴収番号、期別、充当先カナ氏名、本税未納額、延滞金未納額、合計額、本税充当額、延滞金充当額、公金受取口座利用意思の有無	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年4月20日	III (特定個人情報ファイル名: 1.住民税賦課情報ファイル) -3.特定個人情報の使用-リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の発行・失効の管理-具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、情報政策課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、情報政策課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	III (特定個人情報ファイル名: 1.住民税賦課情報ファイル) -3.特定個人情報の使用-リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・ICカードのユーザID情報については、情報政策課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：1.住民税賦課情報ファイル）-6.情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：1.住民税賦課情報ファイル）-6.情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3：入手した特定個人情報が入力されるリスク-リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：1.住民税賦課情報ファイル）-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：1.住民税賦課情報ファイル）-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務（384,465件（うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件）のパンチ入力業務）を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。（平成30年12月26日発覚）なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書（戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分）を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 1.住民税賦課情報ファイル) -7 特定個人情報の保管・管理-リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 2.軽自動車税賦課情報ファイル) -3. 特定個人情報の使用-リスク2-アクセス権限の発行・失効の管理-具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、情報政策課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、情報政策課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	事後	文言の修正であり、重要な変更当たらない
令和5年4月20日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 2.軽自動車税賦課情報ファイル) -3 特定個人情報の使用-リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・ICカードのユーザID情報については、情報政策課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更当たらない
令和5年4月20日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 2.軽自動車税賦課情報ファイル) -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更当たらない
令和5年4月20日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 2.軽自動車税賦課情報ファイル) -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更当たらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル）-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑤ 物理的対策-具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル）-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務（384,465件（うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件）のパンチ入力業務）を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。（平成30年12月26日発覚） なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書（戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分）を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル）-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 3.収納管理情報ファイル) -3.特定個人情報の使用-リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク-ユーザ認証の管理	・ 庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・ 税務システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・ 税務システムの操作において、ICカードのユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。	・ 庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・ 税務システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・ 税務システムの操作において、ICカードのユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。 ・ 情報提供ネットワークシステムの操作において、ICカードのユーザIDによりシステムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 3.収納管理情報ファイル) -3.特定個人情報の使用-リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の発行・失効の管理-具体的な管理方法	・ 正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、情報政策課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、情報政策課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。 ・ 業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、納税課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。	・ 正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。 ・ 業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、納税課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。 ・ 情報提供ネットワークシステムにより口座登録・連携ファイル関連情報を照会する職員は、納税課長の申請により、団体内統合宛名システム統括管理者が利用権限の付与および削除等設定を行う。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 3.収納管理情報ファイル) -3.特定個人情報の使用-リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・ ICカードのユーザID情報については、情報政策課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・ 業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。	・ ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・ 業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・ 情報提供ネットワークシステムにより口座登録・連携ファイル関連情報を照会する職員に変更が生じた場合は、納税課長の申請により、団体内統合宛名システム統括管理者が利用権限の付与および削除を行う。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年4月20日	Ⅲ (特定個人情報ファイル名: 3.収納管理情報ファイル) -7 特定個人情報の保管・管理-リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のパンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。(平成30年12月26日発覚) なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：3.収納管理情報ファイル）-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1：特定個人情報の漏洩・減失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：4.滞納整理情報ファイル）-3.特定個人情報の使用-リスク2-アクセス権限の発行・失効の管理-具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、情報政策課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、情報政策課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：4.滞納整理情報ファイル）-3特定個人情報の使用-リスク2：権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名4.滞納整理情報ファイル）-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1：特定個人情報の漏洩・減失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務（384,465件（うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件）のパンチ入力業務）を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。（平成30年12月26日発覚）なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書（戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分）を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：4.滞納整理情報ファイル）-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：5.電話催告情報ファイル）-3-リスク2-アクセス権限の発行・失効の管理-具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、情報政策課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、情報政策課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：4.滞納整理情報ファイル）-3-リスク2-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名4.滞納整理情報ファイル）-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務（384,465件（うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件）のパンチ入力業務）を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。（平成30年12月26日発覚）なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書（戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分）を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：4.滞納整理情報ファイル）-7 特定個人情報の保管・管理 -リスク1：特定個人情報の漏洩・減失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅳその他のリスク対策 - 1. 監査-②監査-具体的内容	<税務システムの運用における措置> 1. 以下の観点により自己監査を年に1回実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 2. 監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<運用その他個人情報ファイルの取扱いの適正性について> 1. 監査責任者である総務部長から委託された監査事業者が以下の観点により定期的に内部監査を行う。 ・評価書記載事項と運用状態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 2. 監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅳその他のリスク対策 - 2. 従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	<税務システムの運用における措置> ・職員等（派遣職員、非常勤職員、臨時職員等を含む）に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<税務システムの運用における措置> ・職員等（派遣職員、会計年度任用職員等を含む）の採用・転入時に、業務で取り扱う個人情報とその保護に関する研修を行う。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・I P A（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要因着任時）実施することとしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月15日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の内容	○減免、免除 軽自動車税減免（課税免除）申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免（課税免除）可否決定 通知書を送付する。 ※カッコ内は免除の場合。 ※下記『※情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）に係る事務』を参照	○減免、免除 軽自動車税減免（課税免除）申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免（課税免除）可否決定 通知書を送付する。 ※カッコ内は免除の場合。 ※申請の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により受理する場合を含む。 ※申請に関する通知の送付については、郵送のほかマイナポータルのお知らせ機能を利用する場合を含む。 ※下記『※情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）に係る事務』を参照	事前	重要な変更
令和6年8月9日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	※情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）に係る事務 ○情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第二に基づき、地方税に関する事務において、中間サーバーに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	※情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）に係る事務 ○情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、地方税に関する事務において、中間サーバーに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	事後	法改正に伴う法令の題名等の形式的な変更であり、重要な変更にあたらない
令和6年8月9日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	○滞納処分 地方税法、国税徴収法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。滞納処分情報は税務システムで登録し管理する。 ・差押、参加差押、交付要求、 地方税法、国税徴収法に基づき、財産がある場合、差押・参加差押・交付要求を行う。差押・参加差押・交付要求の情報は税務システムで登録し管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・公売、配当、充当 地方税法、国税徴収法に基づき、納付意志がない場合、公売、配当、充当を行う。公売、配当、充当の情報は税務システムで登録し管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・執行停止 地方税法に基づき、各種調査の結果、財産がないことが判明した場合、執行停止処理を行う。 ・不納欠損 地方税法に基づき、時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、不納欠損処理を行う。	○滞納処分 地方税法、国税徴収法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。滞納処分情報は税務システムで登録し管理する。 ・差押、参加差押、交付要求 地方税法、国税徴収法に基づき、財産がある場合、差押・参加差押・交付要求を行う。差押・参加差押・交付要求の情報は税務システムで登録し管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・公売、配当、充当 地方税法、国税徴収法に基づき、納付意志がない場合、公売、配当、充当を行う。公売、配当、充当の情報は税務システムで登録し管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・執行停止 地方税法に基づき、各種調査の結果、財産がないことが判明した場合、執行停止処理を行う。 ・不納欠損 地方税法に基づき、時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、不納欠損処理を行う。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない。
令和6年9月15日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	(追加)	サービス検索・電子申請機能	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	(追加)	・【住民向け機能】自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	1 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	(追加)	[○]その他(申請管理システム)	事後	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	1 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称	(追加)	申請管理システム	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	1 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	(追加)	1.申請者特定機能 住基システムと連携し、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換することにより申請者の特定を行う。 2. 申請データ連携機能 サービス検索・電子申請機能から申請データを取り込む。 3. ステータス管理機能 申請内容の確認や審査をし、申請のステータスを管理する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	1 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム11 ③他システムとの接続	(追加)	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム [○]その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年8月9日	1 基本情報 5.個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月30日条例第30号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表2の1の項 ・地方税法等	・番号法第9条第1項及び別表の24の項 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月30日条例第30号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表2の1の項 ・地方税法等	事後	法改正に伴う法令の題名等の形式的な変更であり、重要な変更にあたらない
令和6年8月9日	1 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	法改正に伴う法令の題名等の形式的な変更であり、重要な変更にあたらない
令和6年9月15日	(別添1) 事務内容(2 軽自動車税賦課関連業務)	(追加)	図の修正	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	(別添1) 事務内容(2 軽自動車税賦課関連業務)	⑭住民等から減免・免除申請書を受け付ける。	⑭住民等から減免・免除申請書を受け付ける。(電子申請含む)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	(別添1) 事務内容(2 軽自動車税賦課関連業務)	⑭住民等に減免・免除決定通知を送付する。	⑭住民等に減免・免除決定通知を送付する。(関連する通知をマイナポータルのお知らせ機能でお知らせを通知する場合を含む。)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二の第27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。	・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例（平成6年3月条例第1号）第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・住民票関係情報については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条の規定に基づき、取得・利用している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託（委託事項4） ②取扱いを委託する特定個人情報ファイル	番号法第19条8号別表第二で規定される特定個人情報情報を中間サーバーに登録等する際に、税務システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定される特定個人情報を中間サーバーに登録等する際に、税務システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている（65件） [○]移転を行っている（25件）	[○]提供を行っている（61件） [○]移転を行っている（27件）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先1） ①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の1の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） }（提供先1） ②提供先における用途	健康保険法（大正11年法律第70号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うとされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるものの	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定めるものの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先2） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先3） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先4） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先5） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の6の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先6） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の8の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先7） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の9の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先8） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の11の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先9） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の16の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先10） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の18の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先11） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先12） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の23の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の39の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先13） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先14） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先14） ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先15） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の28の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の49の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （旧提供先16：厚生労働大臣又は共済組合等）		（削除） （以降の移転先番号を順次繰り上げる）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先16）（旧17） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の31の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先17）（旧18） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の34の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の57の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (提供先18) (旧19) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の35の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (提供先19) (旧20) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の37の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (提供先20) (旧21) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の38の項、条例第4条第3項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (移転先1) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の8の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (移転先2) ①法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法別表第二の11の項 番号法別表第二の20の項 番号法別表第二の53の項 番号法別表第二の66の項 番号法別表第二の67の項	条例第4条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の75の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (移転先3) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の16の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (移転先4) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の18の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (移転先5) ①法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法別表第二の26の項 番号法別表第二の87の項 条例第4条第2項 別表第二の16の項、 規則第3条 別表第二の16の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項 条例第4条第2項 別表第二の16の項、 規則第3条 別表第二の16の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (移転先5) ②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (特定個人情報ファイル名: 1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) (移転先6)	住宅課	福祉推進課	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (移転先6) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の31の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先7） ①法令上の根拠	条例第4条第3項、 番号法別表第二の42の項 条例第4条第2項 別表第2の29の項、 規則第3条 別表第二の29の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項 条例第4条第2項 別表第2の29の項、 規則第3条 別表第二の29の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先8） ①法令上の根拠	条例第4条第3項、 番号法別表第二の48の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） （移転先9）	児童女性課	児童家庭課	事後	文言の修正であり、重要な 変更にあたらない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先9） ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の57の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先10） ①法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法別表第二の61の項 番号法別表第二の62の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) (移転先11)	児童女性課	児童家庭課	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (移転先11) ①法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法別表第二の63の項 番号法別表第二の64の項 番号法別表第二の65の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の88の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の89の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の90の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (移転先12) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の70の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) (移転先13)	児童女性課、職員課	児童家庭課、職員課	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (移転先13) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の74の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先14） ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の80の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先15） ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の94の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先16） ①法令上の根拠	条例第4条第3項、 番号法別表第二の97の項 条例第4条第2項 別表第2の32の項、 規則第3条 別表第二の32の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項 条例第4条第2項 別表第2の32の項、 規則第3条 別表第二の32の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先17） ①法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法別表第二の107の項 番号法別表第二の117の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の142の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先18） ①法令上の根拠	条例第4条第3項、 番号法別表第二の108の項 条例第4条第2項 別表第2の33の項、 規則第3条 別表第二の33の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項 条例第4条第2項 別表第2の33の項、 規則第3条 別表第二の33の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先19） ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の116の項 条例第4条第2項 別表第二の19の項、規則第3条 別表第二の19の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先19） 2 移転先における用途	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 江戸川区私立幼稚園園児の保護者に対する就園奨励費補助金交付要綱（昭和54年4月1日適用）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 江戸川区私立幼稚園園児の保護者に対する就園奨励費補助金交付要綱（昭和54年4月1日適用）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （移転先20） ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の120の項	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先21）（旧22） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先22）（旧23） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の40の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の66の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先23）（旧24） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先24）（旧25） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の48の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先25）（旧26） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の53の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の75の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先26）（旧27） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の54の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の76の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先27）（旧28） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の57の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先28）（旧29） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先29）（旧30） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の59の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の84の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先30）（旧31） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の61の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先31）（旧32） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先32）（旧33） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の63の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の88の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先33）（旧34） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の64の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の89の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先34）（旧35） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の65の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の90の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先35）（旧36） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の66の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先36）（旧37） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の67の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先37）（旧38） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の70の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先38）（旧39） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の71の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の98の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先39）（旧40） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の74の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先40）（旧41） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （旧提供先42：厚生労働大臣）		（削除） （以降の移転先番号を順次繰り上げる）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先41）（旧43） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の85の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の124の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先42）（旧44） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先42）（旧44） ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先43）（旧45） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の91の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の129の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先44）（旧46） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の92の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の130の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先45）（旧47） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の94の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先46）（旧48） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先47）（旧49） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の101の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （旧提供先50：農林漁業団体職員共済組合）		(削除) (以降の移転先番号を順次繰り上げる)	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先48）（旧51） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の103の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の140の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先49）（旧52） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の106の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先50）（旧53） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の107の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の142の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先51）（旧54） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の108の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先52）（旧55） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の113の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先53）（旧56） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の114の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の152の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （旧提供先57：平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会）	番号法第19条第8号 別表第二の114の項	（削除） （以降の移転先番号を順次繰り上げる）	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先54）（旧58） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の116の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先55）（旧59） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の117の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先56）（旧60） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1. 住民税賦課情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） （提供先61）（旧65） ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則 （平成26年内閣府、総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第3条第1項第5号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則 （平成26年内閣府、総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第2条第1項第5号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル） 別紙2（1. 住民税賦課情報ファイル-移転先21～） （移転先22）	児童女性課	児童家庭課	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル) 別紙2 (1. 住民税賦課情報ファイル-移転先21～) (移転先23)	児童女性課、各事務所	児童家庭課、各事務所	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル) 別紙2 (1. 住民税賦課情報ファイル-移転先21～) (移転先24)	児童女性課	児童家庭課	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1.住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (移転先26:福祉推進課)		(評価書記載のとおりに新規挿入)	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1.住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (移転先27:課税課・納税課)		(評価書記載のとおりに新規挿入)	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	〔○〕 その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	(追加) 〔○〕 その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に擬似リアル連携。 ・軽自動車税申告書(報告書)情報の取得に関する事務 毎月2回 ・当初賦課対応時の障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務 2月～4月にかけて複数回、左記以外の月は申告時に随時入手	○定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に擬似リアル連携。 ・軽自動車税申告書(報告書)情報の取得に関する事務 毎月2回 ・当初賦課対応時の障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務 12月～4月にかけて複数回、左記以外の月は申請時に随時入手	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条の条文、番号法の別表第二の第27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条の条文、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・住民票関係情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき、取得・利用している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	I 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告書から住民等の軽自動車情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所を把握する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報から減免者を把握する。 II 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する軽自動車税賦課額を決定する。 ・決定した軽自動車税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 III 証明書発行、更正に関する事務 ・軽自動車所有者からの申請に基づき、軽自動車税関係情報から課税証明書等を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、軽自動車税関係情報の税額を更新する。	I 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告書から住民等の軽自動車情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所を把握する。 ・減免申請書、障害者関係情報、生活保護関係情報から減免者を把握する。 II 各種申告情報等から軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する軽自動車税賦課額を決定する。 ・決定した軽自動車税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 III 証明書発行、更正に関する事務 ・軽自動車所有者からの申請に基づき、軽自動車税関係情報から課税証明書等を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、軽自動車税関係情報の税額を更新する。	事後	誤記の訂正であり、重要な変更にあたらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2. 軽自動車税賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 (委託事項3) 2. 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	番号法第19条8号 別表第二で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (特定個人情報ファイル名: 2. 軽自動車税賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	(追加)	・ 減免・免除の電子申請データについてはPDFおよびCSV形式でダウンロードし、一定期間ファイルサーバ内に保管する。ファイルサーバ内に保管している電子申請データについては、責任者がパスワードをかけ、管理する。一定期間が経過した後は暗号化した外部記憶媒体に移動し、鍵のかかるキャビネットにて保管する。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (特定個人情報ファイル名: 2. 軽自動車税賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	<江戸川区における措置> ・ 地方税法に基づき、7年経過後の廃車データについては、期限を経過した時点で消去している。 ・ 申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する。	<江戸川区における措置>に追加 ・ 地方税法に基づいた保存年限である7年経過後の減免・免除電子申請データについては、期限を経過した時点で外部記憶媒体の物理的破壊により完全に消去する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3. 収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	・ 住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・ 住民票関係情報については、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第1条の規定に基づき、取得・利用している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4. 滞納整理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	・ 住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・ 住民票関係情報については、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第1条の規定に基づき、取得・利用している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (5. 電話催告情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	・ 住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・ 住民票関係情報については、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第1条の規定に基づき、取得・利用している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅲ リスク対策（プロセス）（1住民税賦課情報ファイル） 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	（※2）番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したものの。	（※2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅲリスク対策（プロセス）（1住民税賦課情報ファイル）-7 特定個人情報の保管・消去 -リスク1 特定個人情報の漏えい滅失・毀損 リスク-⑨過去3年間の内の重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手. リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	（追加）	・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行い、制度の対象外である住民からの申請のリスクを防止する。 ・サービス検索・電子申請機能からの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手. リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	（追加）	・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行い、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・サービス検索・電子申請機能からの電子申請では、江戸川区税条例施行規則に定める様式をもとにした独自様式を使用し、必要最小限の情報となるようにする。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 (特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル) リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 (特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手. リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(追加)	・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証を実施することになる。これにより、本人確認を実施する。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 (特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手. リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(追加)	・サービス検索・電子申請機能による電子申請では、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人情報の入力を抑止する措置を講じている。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 (特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	(追加)	・「サービス検索・電子申請機能」へのアクセスは、LGWAN接続端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN接続端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・「サービス検索・電子申請機能」におけるログイン認証は、ユーザIDおよびパスワードによって行う。 ・電子申請データをダウンロードする「申請管理システム」については、マイナンバー推進課によって、利用する必要がある職員のみ、ICカードを用いて認証・アクセスする業務用TS上で使用できるよう制御している。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	(追加)	・サービス検索・電子申請機能のユーザIDおよびパスワードについて、以下の管理を行う。 ①ユーザID マイナンバー推進課に申請し、係単位で付与される。 ②パスワード 責任者が管理し、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際にはパスワードを変更する。 ・申請管理システムのアクセス権限の発行・失効については、以下の管理を行う。 ①発行の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、アクセス権限の管理者（マイナンバー推進課）が事務に必要な情報にアクセスできる権限を付与する。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際にはアクセス権限の管理者（マイナンバー推進課）が速やかにアクセス権限を更新・失効させる。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(追加)	・サービス検索・電子申請機能のユーザIDおよびパスワードについて、以下の管理を行う。 ①ユーザID 責任者が管理を行う。 ②パスワード 定期的に英字・数字・記号を使用した8文字以上のパスワードに変更し、不正ログインを防ぐ。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(追加)	・サービス検索・電子申請機能および申請管理システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・サービス検索・電子申請機能について、責任者が定期的に申請データのダウンロード状況をチェックし、不正とみられるダウンロードがあった場合、操作内容を確認する。 ・申請管理システムへのアクセスログは、マイナンバー推進課が定期的に分析を行う。 ・サーバに保存されている申請管理システムへのアクセスログについては、システムが稼働しているデータセンタへの入館管理およびアカウントによるアクセスの制御を行い、保護している。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 (特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク3：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	・サービス検索・電子申請機能および申請管理システムへアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたもののみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 (特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	・「サービス検索・電子申請機能」では、特定個人情報が記載された電子申請データをダウンロードせず、手続き情報のみにアクセスするルールを定め、ルールに従って運用を行う。 ・申請管理システムから取得した特定個人情報が記載された電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・外部記憶媒体に申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータを移行・複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで移行・複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたもののみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	重要な変更
令和6年8月9日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(2軽自動車税賦課情報ファイル) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。	(※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はＩＣカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はＩＣカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	<江戸川区における措置>に追加 ・特定個人情報を保管する外部記憶媒体については、限定された記憶媒体以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、外部記憶媒体内のデータの暗号化などの安全管理措置を講じている。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(追加)	<江戸川区における措置>に追加 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅲリスク対策（プロセス）（2 軽自動車税賦課情報ファイル）- 7 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい滅失・毀損リスク-⑨過去4年間の内の重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル） 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2：特定個人情報の古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。 ・また、課税対象者の情報は、各種申告データに基づき、住民に対し税額通知を行い、住民側でも確認しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。	（追加） ・減免・免除の電子申請データについて、再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・審査後の減免・免除の電子申請データは、保存年限に基づき保管する。あくまでその年度の申請データとして保管するものであり、古い情報を新たに決定するための根拠として使用することはない。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（特定個人情報ファイル名：2.軽自動車税賦課情報ファイル） 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報の消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・地方税法に基づき、保存年限7年間とし、廃棄データは期限を超過した時点で消去している。消去の結果については職員が確認をしている。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	（追加） ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・減免・免除の電子申請データは、地方税法に基づき保存年限を7年間とする。減免・免除の電子申請データは、保存年限を超過した時点で、管理者の承認を得て職員が消去する。	事前	重要な変更
令和6年8月9日	Ⅲリスク対策（プロセス）（3 収納管理情報ファイル）- 7 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい滅失・毀損リスク-⑨過去5年間の内の重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅲリスク対策（プロセス）（4 滞納整理情報ファイル）- 7 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい滅失・毀損リスク-⑨過去6年間の内の重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	III リスク対策（プロセス）（5 電話催告情報ファイル）- 7 特定個人情報の保管・消去- リスク 1 特定個人情報の漏えい滅失・毀損リスク-⑨過去 7 年間の内の重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	V 開示請求、問合せ 1 -②請求方法	自己情報開示（訂正・削除・利用停止）請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。	自己情報（開示・訂正・利用停止）請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
重要な変更	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の内容	滞納整理関連業務及び電話催告業務	滞納整理関連業務	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和6年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	4. 滞納整理関連業務及び電話催告業務	4. 滞納整理関連業務	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和6年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の内容	(2) 電話催告業務 税務システムから入手した各種情報を基に、電話催告業務を委託した事業者が電話催告用のシステムを使って電話による催告を行う。	(削除)	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和6年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の内容	(3) 名寄せに関する業務 住基情報から取得した個人情報に基に、複数の宛名番号を保持する滞納者の滞納情報の名寄せを行う。	(2) 名寄せに関する業務 住基情報から取得した個人情報に基に、複数の宛名番号を保持する滞納者の滞納情報の名寄せを行う。	事後	文言の修正であり重要な変更にあたらない
令和6年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 1 ③ 他システムとの接続	【○】 その他（電話催告システム、国民健康保険システム）	【○】 その他（国民健康保険システム、証明書コンビニ交付システム）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム 2 ① システムの名称 ② システムの機能 ③ 他のシステムとの接続	① 電話催告システム ② 電話催告機能：滞納管理事務の中で、電話での催告記録の管理 ③ [○] 税務システム	(削除) (以降のシステム番号を順次繰上げる。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月30日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	1. 住民税賦課情報ファイル 2. 軽自動車税賦課情報ファイル 3. 収納管理情報ファイル 4. 滞納整理情報ファイル 5. 電話催告情報ファイル	1. 住民税賦課情報ファイル 2. 軽自動車税賦課情報ファイル 3. 収納管理情報ファイル 4. 滞納整理情報ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月30日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	江戸川区では、以下の5ファイルを下記に記載のとおり の目的遂行のため取り扱う。 1. 住民税賦課情報ファイル 住民税額の賦課決定及び減免に当たって、課税対象者の所得情報、各種控除に係る情報を正確に把握する。 2. 軽自動車税賦課情報ファイル 軽自動車税の決定、減免、免除に当たって、課税対象者の登録情報を正確に把握する。 3. 収納管理情報ファイル 地方税の徴収、還付および滞納処分に当たって、各個人の収納状況および公金受取口座の登録情報を正確に把握しておく必要がある。 4. 滞納整理情報ファイル 滞納処分に当たって、各個人の滞納状況および各種調査結果等の情報を正確に把握しておく必要がある。 5. 電話催告情報ファイル 納付案内に当たって、各個人の収納状況を正確に把握しておく必要がある。	江戸川区では、以下の4ファイルを下記に記載のとおり の目的遂行のため取り扱う。 1. 住民税賦課情報ファイル 住民税額の賦課決定及び減免に当たって、課税対象者の所得情報、各種控除に係る情報を正確に把握する。 2. 軽自動車税賦課情報ファイル 軽自動車税の決定、減免、免除に当たって、課税対象者の登録情報を正確に把握する。 3. 収納管理情報ファイル 地方税の徴収、還付および滞納処分に当たって、各個人の収納状況および公金受取口座の登録情報を正確に把握しておく必要がある。 4. 滞納整理情報ファイル 滞納処分に当たって、各個人の滞納状況および各種調査結果等の情報を正確に把握しておく必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	別添1 事務内容 (1.特別区民税、都民 税賦課関連業務) (2.軽自動車税賦課関 連業務) (3.収納関連業務) (4.滞納整理関連業 務) 図		概要図にガバメントクラウド範囲を記載	事後	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月30日	別添1 事務内容 (1.特別区民 税、都民税賦課関連業 務) 図	(追加)	税証明コンビニ交付に関する記載	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和6年9月30日	別添1 事務内容 (1.特別区民 税、都民税賦課関連業 務) (備考)	(追加)	⑭住民税賦課情報ファイルの課税証明書情報をコンビニ 交付システムと連携し税証明書を交付する。	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和6年9月30日	別添1 事務内容 (3.収納関連業 務) 図	(追加)	税証明のコンビニ交付に関する記載を追加	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和6年9月30日	別添1 事務内容 (3.収納関連業 務) (備考)	⑮地方税共通納税システムよりの収納データをL G W A N 経由で取得する。	⑮地方税共通納税システムの収納データをL G W A N経由 で取得する。	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和6年9月30日	別添1 事務内容 (3.収納関連業 務) (備考)	(追加)	⑮納税証明書情報を証明書サーバにデータ連携する。 ⑯納税証明書の交付を申請する。 ⑰納税証明書を交付する。	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和6年9月30日	別添1 事務内容 (4.滞納関連 業務)	4.滞納整理関連業務及び電話催告業務	4.滞納関連業務	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和6年9月30日	別添1 事務内容 (4.滞納関連 業務) 図	電話催告システム、電話催告情報ファイル	(削除)	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和6年9月30日	別添1 事務内容 (4.滞納関連 業務) (備考)	③税務システムから電話催告システムへ滞納者情報を連 携する。 ⑥滞納者に対し、電話催告事業者が電話催告を行い、 結果を電話催告システムに入力する。 ⑦電話催告システムから税務システムへ電話催告結果を 登録する。 ～上記の記述の修正以外に変更がないため省略～	③税務システムから滞納者情報を取得する。 ⑥滞納者に対し、電話催告事業者が電話催告を行う。 ⑦税務システムへ電話催告結果を登録する。 ～上記の記述の修正以外に変更がないため省略～	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファ イルの概要 1.特定個人情報ファイ ル名 (1.住民税賦課情 報ファイル) (4.滞納 整理情報ファイル) 4.特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	・税務システムの運用、保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業	・税務システムの運用、保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業 ・ガバメントクラウドでのシステム構築・データ移行作 業	事前	事後で足りるものの任意に 事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 個人情報ファイル名（2.軽自動車税賦課情報ファイル）（3.収納管理情報ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 ①委託内容	・税務システムの運用、保守業務。 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業。	・税務システムの運用、保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業 ・ガバメントクラウドでのシステム構築・データ移行作業	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（2.軽自動車税賦課情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2. 軽自動車税賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3. 収納管理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。	<江戸川区における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3. 収納管理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	<江戸川区における措置> ・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4.滞納整理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。	<江戸川区における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4.滞納整理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	<江戸川区における措置> ・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (5.電話催告情報ファイル) 2.基本情報 3.特定個人情報の入手・使用 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 6.特定個人情報の保管・消去		(削除)	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和6年9月30日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 ○住民税賦課情報ファイル	○住民税賦課情報ファイル (全記録項目: 437項目) 【申告書等情報】 (記録項目: 130項目)	○住民税賦課情報ファイル (全記録項目: 264項目) 【申告書等情報】 (記録項目: 142項目)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 ○電話催告情報ファイル〈全記録項目：84項目〉 【属性情報ファイル】(記録項目：51項目)	○電話催告情報ファイル(全記録項目：84項目) 【属性情報ファイル】(記録項目：51項目) 個人番号、宛名番号、納番、住民区分、世帯番号、氏名、氏名カナ、地区コード、郵便番号、住所、方書、自宅電話区分、自宅電話番号、自宅電話備考、携帯電話区分、携帯電話番号、携帯電話備考、生年月日、続柄、性別、勤務先名、勤務先名称カナ、勤務先電話区分、勤務先電話番号、勤務先所属、勤務先郵便番号、勤務先住所、勤務先方書、連絡先1電話区分、連絡先2電話区分、文書出力先設定、文書出力先名称、文書出力郵便番号、文書出力住所、住定日、住定事由、従失日、従失事由、最新異動年月日、最新異動事由、死亡年月日、国籍コード、外国籍本名、外国籍本名カナ、設立年月日、代表社名、自宅電話調査日、携帯電話調査日、勤務先電話調査日、連絡先1電話調査日、連絡先2電話調査日	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月30日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 ○電話催告情報ファイル〈全記録項目：84項目〉 【収納情報ファイル】(記録項目：23項目) 【交渉記録ファイル】(記録項目：10項目)	【収納情報ファイル】(記録項目：23項目) 宛名番号、納番、税目コード、調年、課年、通知書番号、期、納期限、調定額、未納額、滞納額、督促手数料、確定延滞金有無、確定延滞金、滞納合計、収納額、収納督促手数料、収納延滞金、最終納付年月日、最終収納年月日、完納フラグ、個人番号__管、欠損区分 【交渉記録ファイル】(記録項目：10項目) 宛名番号、税目コード、調年、期、入力日付、電話先コード、相手先コード、交渉内容コード、交渉内容、担当者コード	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)(2.軽自動車税賦課情報ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースへの電子媒体の格納等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「外部提供記録票」を作成しており、総務課に提出し30年保管している。	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースへの電子媒体の格納等を実施することとしている。なお、提供先等の記録については「個人情報外部提供管理簿」を作成して保管している。	事後	文言の修正であり重要な変更にならない
令和6年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和6年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名（1.住民税賦課情報ファイル） 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和6年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名（2.軽自動車税賦課情報ファイル） 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名（2.軽自動車税賦課情報ファイル） 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和6年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名（2.軽自動車税賦課情報ファイル） 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報の消去されずいつまでも存在するリスク	・地方税法に基づき、保存年限7年間とし、期限を経過した情報はアクセス不可となるように設定変更している。設定変更の結果については職員が確認をしている。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	<江戸川区における措置> ・地方税法に基づき、保存年限7年間とし、期限を経過した情報はアクセス不可となるように設定変更している。設定変更の結果については職員が確認をしている。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (3.収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (3.収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。	<江戸川区における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル (3.収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 設定変更の結果については職員が確認をしている。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	<江戸川区における措置> ・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 設定変更の結果については職員が確認をしている。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4.滞納整理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はＩＣカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はＩＣカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4.滞納整理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。	<江戸川区における措置> ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4.滞納整理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 設定変更の結果については職員が確認をしている。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	<江戸川区における措置> ・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 設定変更の結果については職員が確認をしている。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (5.電話催告情報ファイル) 1.特定個人情報ファイル名 2.特定個人情報の入手 3.特定個人情報の使用 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5.特定個人情報の提供・移転 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 7.特定個人情報の保管・消去		(削除)	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和6年10月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更
令和6年10月1日	Ⅳ その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	住民税賦課情報ファイル、軽自動車税賦課情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納整理情報ファイル、電話催告情報ファイル	住民税賦課情報ファイル、軽自動車税賦課情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納整理情報ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添 3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月13日	1 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○減免、免除 軽自動車税減免（課税免除）申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免（課税免除）可否決定通知書を送付する。 ※カッコ内は免除の場合。 ※申請の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により受理する場合を含む。 ※申請に関する通知の送付については、郵送のほかマイナポータルのお知らせ機能を利用する場合を含む。 ※下記『※情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）に係る事務』を参照	○減免、免除 軽自動車税減免（課税免除）申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免（課税免除）可否決定通知書を送付する。 ※カッコ内は免除の場合。 ※申請の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により受理する場合を含む。 ※下記『※情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）に係る事務』を参照	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和7年5月13日	1 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 1 0 ②システムの機能	1. 申請者特定機能 住基システムと連携し、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換することにより申請者の特定を行う。 2. 申請データ連携機能 サービス検索・電子申請機能から申請データを取り込む。 3. ステータス管理機能 申請内容の確認や審査をし、申請のステータスを管理する。	【申請管理システム】 1.番号紐付機能 住基システムから宛名番号とシリアル番号を受領し、申請データ内に含まれるシリアル番号と紐付けを行い、申請者の特定を行う。 2.申請データ取込・参照機能 連携サーバから連携された電子申請データを取り込み参照する機能。 3.ステータス管理・連携機能 申請内容の確認や審査などを行うにあたり申請ステータスを管理し、必要に応じてサービス検索・電子申請機能に連携する機能。 【連携サーバ】 サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する（受け渡す）機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月13日	1 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 1 0 ③その他システムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他（サービス検索・電子申請機能）	[] 情報提供ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他（サービス検索・電子申請機能）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月13日	別添 1 事務内容(2.軽自動車税賦課関連業務)	4. 減免・免除 ⑩税務システムより継続者情報を抽出する。 ⑪住民等から減免・免除申請書を受け付ける。（電子申請含む） ⑫税務システムに入力する。 ⑬住民等に減免、免除決定通知を送付する。（関連する通知をマイナポータルのお知らせ機能でお知らせを通知する場合を含む。）	4. 減免・免除 ⑩税務システムより継続者情報を抽出する。 ⑪住民等から減免・免除申請書を受け付ける。（電子申請含む） ⑫税務システムに入力する。 ⑬住民等に減免、免除決定通知を送付する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月13日	別添 1 事務内容(2.軽自動車税賦課関連業務) 図		マイナポータルに関する記載を修正	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先 7	医療保険課、区民課、各事務所	医療保険年金課、区民課、各事務所	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和7年5月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先14	医療保険課	医療保険年金課	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和7年5月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (軽自動車税) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	I 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告書から住民等の軽自動車情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所を把握する。 ・減免申請書、障害者関係情報、生活保護関係情報から減免者を把握する。	I 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告書から住民等の軽自動車情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所を把握する。 ・減免申請書、障害者関係情報、生活保護関係情報から減免者を把握する。「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請の受理、審査等を行う。	事後	既に記載されている内容を明確にするための文言の修正であるため、重要な変更には当たらない
令和7年5月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (軽自動車税) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ・情報の突合	(1)住民票関係情報と障害者関係情報、生活保護関係情報を突合して、減免者を確認する。【上記Ⅰ】 (2) 住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記Ⅱ】	(1)住民票関係情報と障害者関係情報、生活保護関係情報を突合して、減免者を確認する。申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。【上記Ⅰ】 (2) 住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記Ⅱ】	事後	既に記載されている内容を明確にするための文言の修正であるため、重要な変更には当たらない
令和7年5月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (軽自動車税) 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<江戸川区における措置> ・地方税法に基づき、7年経過後の廃車データについては、期限を経過した時点で消去している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 ・地方税法に基づいた保存年限である7年経過後の減免・免除電子申請データについては、期限を経過した時点で外部記憶媒体の物理的破壊により完全に消去する。	<江戸川区における措置> ・地方税法に基づき、7年経過後の廃車データについては、期限を経過した時点で消去している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 ・端末に一時的に記録した減免・免除の電子申請データは、ファイルサーバ内に移動した後、速やかに完全消去する。 ・地方税法に基づいた保存年限である7年経過後の減免・免除電子申請データについては、期限を経過した時点で外部記憶媒体の物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (軽自動車税) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 4 : 入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク ・リスクに対する措置の内容	(追加)	・LGWAN系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更には当たらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ・ユーザ認証の管理 ・具体的な管理方法	マイナンバー推進課	住民情報課	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年5月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ・アクセス権限の発行・失効の管理 ・具体的な管理方法	マイナンバー推進課	住民情報課	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年5月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ・特定個人情報の使用の記録 ・具体的な管理方法	マイナンバー推進課	住民情報課	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年5月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (軽自動車税) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 ・具体的な対策の内容	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管する外部記憶媒体については、限定された記憶媒体以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による保管、外部記憶媒体内のデータの暗号化などの安全管理措置を講じている。	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末、申請管理システム接続端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管する外部記憶媒体については、限定された記憶媒体以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による保管、外部記憶媒体内のデータの暗号化などの安全管理措置を講じている。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和7年5月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (軽自動車税) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 ・具体的な対策の内容	(追加)	<申請管理システムにおける措置> ・LGWAN系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（軽自動車税） 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ・リスクに対する措置の内容	(追加)	・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査を行わないよう、履歴管理を行う。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和7年5月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（軽自動車税） 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ・消去手順 ・手順の内容	<江戸川区における措置> ・地方税法に基づき、保存年限7年間とし、廃車データは期限を超過した時点で消去している。消去の結果については職員が確認をしている。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 ・減免・免除の電子申請データは、地方税法に基づき保存年限を7年間とする。減免・免除の電子申請データは、保存年限を超過した時点で、管理者の承認を得て職員が消去する。	<江戸川区における措置> ・地方税法に基づき、保存年限7年間とし、廃車データは期限を超過した時点で消去している。消去の結果については職員が確認をしている。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 ・LGWAN接続端末・申請管理システムについては、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・減免・免除の電子申請データは、地方税法に基づき保存年限を7年間とする。減免・免除の電子申請データは、保存年限を超過した時点で、管理者の承認を得て職員が消去する。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない

(別添 3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	江戸川区は、地方税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	江戸川区は、地方税（森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律による森林環境税を含む。）の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	江戸川区における地方税に関する賦課、徴収等の事務は、以下の「特別区民税、都民税賦課関連業務」、「軽自動車税賦課関連業務」、「収納関連業務」、「滞納整理関連業務」に分かれ事務を行っている。	江戸川区における地方税（森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律による森林環境税を含む。以下、「特別区民税、都民税」及び「住民税」には、「森林環境税」を含むこととする。）に関する賦課、徴収等の事務は、以下の「特別区民税、都民税賦課関連業務」、「軽自動車税賦課関連業務」、「収納関連業務」、「滞納整理関連業務」に分かれ事務を行っている。	事後	法令改正によるものであり重要な変更当たらない（リスク変動なし）
令和7年7月31日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	○課税資料の入手 確定申告書：税務署に確定申告された確定申告書を国税連携システムによりデータで入手する。 給与支払報告書：給与支払者（企業）から江戸川区へ提出され紙により入手する。又はeLTAXシステムにより電子申告された場合は、審査システムからデータで入手する。 公的年金支払報告書：年金保険者からeLTAXシステムにより電子的送付された場合は、審査システムによりデータで入手する。または、紙で江戸川区へ提出されることにより入手する。 住民税申告書等：住民から申告があり紙により入手する。又は個人住民税申告ポータルにより申請された場合は、申請管理システムよりデータで入手する。	○課税資料の入手 確定申告書：税務署に確定申告された確定申告書を国税連携システムによりデータで入手する。 給与支払報告書：給与支払者（企業）から江戸川区へ提出され紙により入手する。又はeLTAXシステムにより電子申告された場合は、審査システムからデータで入手する。 公的年金支払報告書：年金保険者からeLTAXシステムにより電子的送付された場合は、審査システムによりデータで入手する。または、紙で江戸川区へ提出されることにより入手する。 住民税申告書等：住民から申告があり紙により入手する。又は個人住民税申告ポータルにより申請された場合は、申請管理システムよりデータで入手する。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 9 ③他のシステムとの接続	【○】 その他（申請管理システム）	【○】 その他（申請管理システム・個人住民税申告ポータル）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11	（追加）	個人住民税申告ポータル	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和7年7月31日	別添 1 事務の内容（1.特別区民税、都民税賦課関連業務） 図	（追加）	個人住民税申告ポータル、マイナポータル、申請管理システムに関する記載	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（住民税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	[○]その他（地方税ポータルシステム（eLTAX）、住民基本台帳ネットワークシステム、L G W A N、インターネット回線、専用回線）	[○]その他（地方税ポータルシステム（eLTAX）、住民基本台帳ネットワークシステム、L G W A N、インターネット回線、専用回線、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム・個人住民税申告ポータル）	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（住民税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法	Ⅰ 各種申告書等の受付に関する事務 ・住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の国税関係情報、年金給付関係情報、医療保険関係情報、雇用保険関係情報、介護保険関係情報から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報から非課税者を把握する。	Ⅰ 各種申告書等の受付に関する事務 ・住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の国税関係情報、年金給付関係情報、医療保険関係情報、雇用保険関係情報、介護保険関係情報から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報から非課税者を把握する。 ・「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理・審査を行う。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（住民税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 ・情報の突合	(追加)	(6) 申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する【上記1】	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（住民税賦課情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	<江戸川区における措置> ・7年経過後のデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	<江戸川区における措置> ・7年経過後のデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 ・マイナンバー利用事務系端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用後速やかに完全消去する	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(追加)	<個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が画面の誘導に従い検索し、必要情報を入力するが、画面での誘導を簡潔に行うことで異なる手続きに係わる申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク ・リスクに対する措置の内容	(追加)	<個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付することとなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・画面誘導において住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施していただけるよう措置を講じる。 <申請管理システムにおける措置> ・申請データは、サービス検索・電子申請機能以外の方法では入手できない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク ・入手の際の本人確認の措置の内容	(追加)	<個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付することとなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを区（もしくは地方公共団体）は署名検証を実施することで本人確認を実施する。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク ・特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(追加)	<個人住民税申告ポータルにおける措置> ・個人番号カード内等の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記することで不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じる。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4： 入手の際に特定個人情報が増え、紛失するリスク ・リスクに対する措置の内容	(追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能との間には閉域網であるL G W A Nを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 <申請管理システムにおける措置> ・L G W A N系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界F Wや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ・ユーザ認証の管理 ・具体的な管理方法	(追加)	・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDを割り当てるとともにIDとパスワードによる認証を行う。 ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、適切なユーザ割り当て及び認証を行う。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ・アクセス権限の発効・失効の管理 ・具体的な管理方法	(追加)	・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムのアクセス権限の発行・失効については、以下の管理を行う。 ①発行の管理 アクセス権限が必要となった場合、アクセス権限の管理者（住民情報課）が事務に必要な情報にアクセスできる権限を付与する。なお、アクセス権限の付与は必要最低限とする。 ②失効の管理 人事異動や組織改正などでアクセス権限が不要となった場合、アクセス権限の管理者（住民情報課）が事務に必要な情報にアクセスできる権限を失効させる。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ・アクセス権限の管理 ・具体的な管理方法	(追加)	・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおいては、定期的にユーザID等をシステムより出力し、不正利用の有無などをアクセス権限の管理者（住民情報課）が確認する。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ・特定個人情報の使用の記録 ・具体的な管理方法	(追加)	・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおいては、定期的にアクセスログ等をシステムより出力し、不正利用の有無などをアクセス権限の管理者（住民情報課）が確認する。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ・リスクに対する措置の内容	(追加)	・申請管理システムの取得したデータについて、改ざんや業務目的外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 ・具体的な対策の内容	＜江戸川区における措置＞ ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。	＜江戸川区における措置＞ ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 ・具体的な対策の内容	(追加)	＜申請管理システムにおける措置＞ ・LGWAN系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。	事前	重要な変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ・リスクに対する措置の内容	(追加)	<申請管理システムにおける措置> ・申請データの再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	重要な変更
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民税賦課情報ファイル） 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ・消去手順 ・手順の内容	(追加)	<申請管理システムにおける措置> 申請管理システム内の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	事前	重要な変更